

令和2年9月宮崎県定例県議会

決算特別委員会（令和元年度決算）
商工建設分科会会議録

令和2年9月30日～10月2日

場 所 第5委員会室

令和2年9月30日(水曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第19号 令和元年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

企業立地課長	大衛正直
観光推進課長	高橋智彦
スポーツランド推進室長	飯塚実
オールみやざき営業課長	平山文春
工業技術センター所長	藤山雅彦
食品開発センター所長	山田和史
県立産業技術専門校長	矢野雅博

出席委員(7人)

主査	武田浩一
副主査	坂本康郎
委員	外山衛
委員	山下博三
委員	日高利夫
委員	田口雄二
委員	前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局長	阪本典弘
調整審査課長	小倉久典

商工観光労働部

商工観光労働部長	松浦直康
商工観光労働部次長	岩本真一
企業立地推進局長	中嶋亮
観光経済交流局長	丸山裕太郎
商工政策課長	山下弘
経営金融支援室長	長倉佐知子
企業振興課長	串間俊也
食品・メディカル産業 推進室長	日高一興
雇用労働政策課長	兒玉洋一

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

○武田主査 ただいまから、決算特別委員会商
工建設分科会を開催いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあり
ます日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、そのように決定いたし
ます。

次に、本日開催されました主査会について御
報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであり
ます。お手元の分科会審査説明要領により行い
ますが、決算事項別の説明は(目)の執行残が100
万円以上のもの及び執行率が90%未満のものに
ついて、また、主要施策の成果は主なものにつ
いて説明があると思いますので、審査に当たり
ましては、よろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じ
た場合の審査の進め方についてであります。が、
その場合、主査において他の分科会との時間調
整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、
確認されましたので、よろしく願いしたいと
思います。

次に、審査の進め方ですが、お手元に配付の分科会審査の進め方(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、分科会審査の進め方のとおり進めさせていただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時2分再開

○武田主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和元年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○阪本労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和元年度決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の令和元年度決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

労働委員会事務局の予算科目につきましては、左から2番目の欄がございます、(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費でございます、(目)は、この委員会費のみとなっております。

表の一番下の合計の欄を御覧ください。

予算額9,700万余に対しまして、支出済額、9,499万1,414円。2つ飛びまして、不用額、207万1,586円、執行率が97.9%となっております。

この目の不用額が100万円以上となっておりますので、この中身について御説明いたします。

不用額の主なものは、左から3つ目の節の欄の一番上がございます、報酬が130万7,189円の執行残となっております。

これは、労働委員会の委員15名の方々の報酬の不用額でございます。この委員の報酬というのが、定額の月額と実績に応じた日額がございます。この日額分につきまして、あっせん事件等の申請件数が見込みを下回ったことによる執行残となっております。

その他多い順に、役務費、旅費、これらがそれぞれ20万余の執行残となっております。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に掲載されました審査意見及び監査における指摘事項はございません。

決算に関する説明は以上でございます。

令和元年度の業務実績の概要につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○小倉労働委員会調整審査課長 それでは、令和元年度の業務実績につきまして、御説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

労働委員会が取り扱う主な業務を(1)の不当労働行為審査事件、(2)の労使紛争あっせん事件、そして、(3)の労働相談の3つに分けて、御説明いたします。

まず、(1)の不当労働行為審査事件についてでございます。

これは、労働組合や組合員に対する使用者側の行為が、労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものでございます。

最終的に、不当労働行為に該当すると判断した場合は、その是正を命じる救済命令を、不当労働行為に該当しないと判断した場合は、棄却命令を発することとなりますが、審査手続の過程で、労使間での話し合いによる解決の機運が生じた場合は、双方に和解を勧め、合意に達すれ

ば、和解協定書を締結し、事件は解決することになります。

令和元年度は新規の申立てが1件ございましたが、審査の手續上、当事者双方の主張や証拠を調査・整理して争点を明らかにし、証人尋問等により事実関係を調べる審問を行うなど時間を要するため、次年度に処理を繰り越しております。

なお、当該事件は、今年8月に和解が成立し、解決したところでございます。

次に、(2)の労使紛争あっせん事件についてでございます。

まず、①の集団的事件でございます。

これは、労働組合と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものでございますが、令和元年度は取扱事件はございませんでした。

次に、②の個別的事件でございます。

これは、労働者個人と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものでございます。

(ア)の取扱件数ですが、令和元年度は、前年度からの繰越しが1件、新規の申請が8件の計9件を取り扱いました。

処理状況としましては、解決が2件、打切りが5件、取下げが2件となっております。

事件の内容につきましては、(イ)の内容別件数のおおりに、解雇・雇止めが4件と最も多く、次いで、退職と労働条件が3件となっております。

次に、3ページを御覧ください。

(3)の労働相談についてでございます。

労働相談は、職場での様々なトラブルで悩ん

でいる相談者に対しまして、労働関係法令に関する情報の提供や助言を行うとともに、内容によりましては、先ほど御説明いたしました、あっせん制度を紹介することもございます。

まず、①の相談者別件数ですが、515件の相談があり、そのうちの大部分は、労働者個人からの相談でございました。

労働相談の内容ですが、②の内容別件数にありますとおりに、パワハラ・嫌がらせに関する相談が152件と最も多く、次いで、退職、賃金未払いに関する相談が多く寄せられております。

最後に、4ページを御覧ください。

(4)の取扱件数の推移についてでございます。

過去3か年度の推移は御覧の表のとおりでございますが、特に労働相談件数は、下のグラフにも示しておりますとおりに、近年、大幅に増加しております。

なお、数字は掲載しておりませんが、今年度の相談件数は、8月末現在で206件と昨年度を8件上回っており、今後も多くの相談が寄せられるものと想定しております。

説明は以上でございます。

○武田主査 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○日高委員 基本的なところを教えていただきたいと思っております。

(2)②の個別的事件の処理状況に、解決、打切り、取下げがあります。解決、取下げというのは、何となく分かるのですが、この打切りという言い方は他県でも行政用語として使われているのですか。結局、打切りは労働委員会ですら打ち切るだけですかね。パッと見たとき、高圧的な感じもするし、そういう使い方が行政用語として一般的なのかというのが一つと、前年度

の数字を教えてください、その2点をお願いします。

○小倉労働委員会調整審査課長 打切りという言葉でございますが、これは全国の労働委員会でも一般的に使われている言葉でございます。意味といたしましては、労使双方の主張があまりに隔たりが大きく、あっせんを図っても解決が明らかに困難な案件の場合や、労働者側からあっせん申込みをし、使用者が受けないという場合がございます。あっせんに応じるか、応じないかというのは、相手方の自由でございますので、相手方が応じない場合は、あっせん自体が始まらないため打切りとなります。

また、昨年度の取扱件数でございますが、処理状況で12件でございます。

○日高委員 労使交渉の紛争解決の手段として、あっせんということをやられるんだと思います。これはよく分かりますが、やっぱり数字が少ないなと感じたところですが、もっといっぱいあるかなと思ったんですが、それが相談のほうに出ているのかもしれないけれども、前年度の打切りは何件あったんですか。

○小倉労働委員会調整審査課長 前年度の打切りは4件でございます。

○日高委員 ということは、9件のうち、5件、半分以上が打切りで、去年も12件のうちの4件ですから、3分の1ぐらいは打切りということになりますよね。あっせんをして、労使間の訴訟沙汰をなるべく食い止めるような役割もあると思うんですが、それからすると、この打切りというのがちょっと多いなと感じます。労働委員会としては、そういった半分も打切りになってしまう状況というのは、やむを得ないことなのか。先ほど使用者が出てこなかったら、そこで終わりという話でしたが、そういう場合はど

ういう解決策を取られるのか。

○小倉労働委員会調整審査課長 あっせんの場合、あっせんを受けたいと労働者側から申請が上がってくるわけですけれども、それを受けまして、使用者に、こういう状況で申請がありましたというお話をするとともに、あっせんにつきまして、細かく御説明申し上げて、極力あっせんに乗っていただくよう、事務局としても御説明をさせていただいております。

さらに、案件によっては、労働委員会の委員があっせん委員として直接連絡していただいて、説得というわけではございませんけれども、お話させていただき、できるだけあっせんに乗っていただくように努力しているところでございます。

それと、あっせんにつきましては、私ども労働委員会事務局以外に、国の労働局でも行っているものもでございます。また、その他の方法としまして、裁判など、労働紛争の解決手段がないわけではございません。最終的に打切りとなった場合には、労働者の方にそういう方法を御説明して、次なる解決手段に進んでいただく御検討をお願いしています。

○日高委員 労使者の紛争ですから、やっぱり表に出したくないこともあると思うんです。なるべく裁判を避けたいというのが本音だと思いますので、できるだけ、打切りの数字が少なくなるように、今後ともよろしくお願いします。

○田口委員 労働相談について、相談者の件数は515件と前年より4件増えているようですが、②の内容別件数になると、これが1,012件と倍になるのは、1つの相談が複数にわたっているという理解でいいんでしょうか。

○小倉労働委員会調整審査課長 おっしゃるとおり、例えば、解雇されたけど納得いかないと

いう相談と、もし解雇が撤回されない場合は勤めていた間の未支給の時間外手当を全額損害賠償してもらいたいというように、1人で2件～3件の相談が起きてますので、515人に対して、1,012件の相談があったということでございます。

○田口委員 その1,012件の相談内容がいろいろ書かれていますけれども、前年と比較して、何か変わった傾向が出ていますか。

○小倉労働委員会調整審査課長 前年と比較しまして、労働契約——労働を始めるときに、いろんな形で、労働時間や賃金を決めるわけですが、これを勝手に変えられたとか、また、年休がないとか、取らせてもらえないとか、少ないとか、そういう相談が一昨年と比べると増えています。働き方改革ということで、個人の労働に対する権利意識等も高まってきているので、そういう相談が年々増えてきたと考えております。

○田口委員 昨年も同じ質問をしたんですが、もっと掘り下げたいと思います。

退職という区分はどういう内容かと聞いたら、なかなか退職させてもらえない状態という答弁でした。なかなか退職させてもらえないというのはどういう状態——要は辞めますと言って会社に行かなければいいことだけなのに、それでも退職できないという相談があるのは、何か違約金とか、そんなものまで払わないといけないのか、そこを教えてください。

○小倉労働委員会調整審査課長 退職につきましては、法律上は労働者の自由といたしますが、権利がございますので、辞めることはできます。ただ、おっしゃるとおり、今年はコロナ関係で状況がかなり変わったんですが、一昨年までは人手不足、特に、医療・福祉関係等につきまし

ては、引き止めがかなり厳しかったと。中には、資格を持っている方が同じ業種で再就職したいので、できるだけ円満に退職したいが、なかなか円満にいかないという悩みを持たれている方が多かったということでございます。

○田口委員 本年のことを聞くのもおかしいんですけれども、8月末で相談件数が206件と、前年に比べて思ったより増えてない。先ほどちょっと話されましたけれども、今年はコロナの関連で、雇い止めとかの相談も相当来ているのかなと思ったんですが、昨年と傾向が少し違ってきますか。

○小倉労働委員会調整審査課長 昨年までは辞めさせてもらえないというのが多かったんですけれども、今年は解雇されるとか、まだ辞めさせられないけどパートやアルバイトの方が就業時間を削られているとか、しばらく来ないでくれとか、休業状態になっているとか、そういう相談が増えております。ただ、相談窓口が県の労働委員会事務局だけではなく、国の労働局でも相談を承っております。特に今年多いのは、コロナ関係の雇用調整金をはじめ、いろんな国の補助金に関する労働局への問い合わせが多かったようです。

○前屋敷委員 労働相談の相談者別件数の中で、労働者の皆さん方がそういった相談を持ち込むのはよく分かるんです。事業主が13件相談に見えているということですが、どういう内容ですか。

○小倉労働委員会調整審査課長 事業主からの相談の事例といたしましては、組合活動をされている中で、職員に対して、組合への加入を強要する職員にどういう対応をすればいいのか。あと、解雇する場合、30日以上前に解雇しなくてはいけないとか、いろいろあるんですけれど、

仮に30日前に解雇する場合は、解雇予告手当というのを支払うこととなりますので、このあたりの問い合わせ。あと、メンタル関係で休みがちな従業員への対応、また、パワハラとか、そういうものに対する対応等について、事業主からの相談が何件かございました。

○武田主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時31分再開

○武田主査 分科会を再開します。

それでは、商工観光労働部の審査を行います。

まず、部長より令和元年度決算の概要について、説明をお願いいたします。

○松浦商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

令和元年度の決算につきまして、まず、私のほうから御報告させていただきます。

お手元の資料、決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

このページは、県の総合計画であります未来みやぎ創造プランにおきます分野別施策体系に沿って、当部の取組を整理したものでございます。

人づくりにつきましては、国際化への対応、それから、産業づくりにつきましては、1の様々な連携による新たな産業の展開、2の創造性のある工業・商業・サービス業、3の活発な観光・交流、4の経済・交流を支える基盤の分類に従って施策を実施しているところでござい

ます。

次に、主な施策の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の195ページでございます。

今、申しあげました体系に沿っての整理でございますが、まず、人づくりでございます。

1の多様な主体が参加し、一人一人が尊重される社会の(1)国際化への対応では、国際交流による活動のほか、2の国際理解・交流促進としては、アドバイザーの派遣とか、外国人住民支援のための防災講座等を実施したところでございます。

それから、4の外国人留学生等就職促進では、セミナーや企業との交流会の実施をいたしました。

5から7にかけましては、台湾、韓国、香港を対象に、小中高校生、あるいは、民間団体の派遣、受入れ等の交流事業を実施したところでございます。

8につきましては、昨年8月に実施されましたブラジル宮崎県人会創立70周年記念の式典がございましたけれども、ここに、知事や副議長をはじめ、31名の方々に御参加をいただきますとともに、アルゼンチンやアメリカでも、県人会との交流、あるいは、県産品等のPRを行ったところでございます。

10の外国人材受入環境整備であります。情報提供や相談対応を一元的に行います、みやぎ外国人サポートセンターを設置したところでございます。

次の産業づくりであります。

1の様々な連携により新たな産業が展開される社会の(1)産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開であります。

2にありますとおり、東九州メディカルバレー構想に基づきまして、医療機器関連産業への新規参入、あるいは、取引の拡大の支援をいたしました。

また、3にありますとおり、スポーツ・ヘルスケア産業におきましては、この分野におきまして新商品の開発等に対し支援を行ったところがあります。

2の創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会の(1)工業の振興であります。中小企業の活性化と経営安定を図りますために、金融対策あるいは商工会、商工会議所による経営指導、専門家派遣等の支援を行ったところがあります。

196ページを御覧ください。

7のところにありますが、プロフェッショナル人材戦略拠点運営につきましては、都市部におられるプロフェッショナル人材と県内の企業とのマッチングを推進しました。

また、8にありますとおり、地域の課題を解決していく、そういった形での企業についての支援も行ったところがございます。

11のイノベーション促進・新事業創出推進であります。産学官が連携した共同研究の開発でありますとか、新製品の開発等について支援を行ったところがございます。

次の13でありますけれども、中核企業を育成していく。そういう目的で、産学金労官のプラットフォームを形成しております。成長期待企業への集中的な支援を行いますとともに、14でありますけれども、次の成長期待企業につながっていく企業として、未来成長企業の選定をいたしまして、支援を行ったところがあります。

17でありますけれども、自動車あるいは航空機などの輸送用機械器具関連の産業、あるいは、

18でありますけれども、食品製造業、ここはHACCPでありますとか、食品表示法への対応が求められておりますけれども、こういった分野におきましては、コーディネーターやアドバイザーを配置し支援を行ったところがございます。

また、23の企業立地につきましても、フードビジネス関連、情報サービス関連、それから、自動車関連産業など、重点分野を位置づけて、積極的に取り組んだところがございます。

(2)の商業・サービス業の振興であります。

1の地域商業再生支援につきましては、市町村あるいは商店街等と連携をして、商店街再生の取組支援、あるいはリーダーの育成を行ったところがございます。

2では、インターネット販売のスキルアップセミナーを、3では、ICT産業を担う人材の養成等を行ったところがございます。

それから、県産品の海外への販路の拡大を図るために、5から9にかけての事業を実施しております。県物産貿易振興センター、ジェトロ宮崎貿易情報センターと連携しまして、海外見本市への出展、バイヤーの招聘、県内企業におけるグローバル人材の育成等を行ったところがございます。

また、8の焼酎につきましては、アメリカを中心に現地でのプロモーション等を実施したところがございます。

一方で、国内対策でありますけれども、10、12の県物産貿易振興センターと連携をしまして、展示商談会への参加、物産展の開催、それからアンテナショップの運営等を行ったところがございます。

197ページをお願いいたします。

3の活発な観光・交流による活力ある社会の

(1) 観光の振興であります。

MICEにつきましては、MICE開催の支援、あるいは、キーパーソンの招聘等を行ったところでもあります。

それから、国内誘客対策といたしまして、2から6にかけての取組を実施しておりまして、魅力ある観光地づくりを推進するための市町村の支援、交通機関等と連携をしたプロモーションの実施、それから「日本のひなた 宮崎県」として国内誘致を進める取組として、旅行博への出展、あるいは旅行会社等へのセールスプロモーションを行ったところがございます。

一方で、インバウンドの対策としまして、8、9の東アジアを中心としたセールスプロモーションを行いますとともに、昨年度は欧米豪に対して、ラグビーワールドカップに合わせたプロモーションを実施したところがございます。

10から12にかけましては、スポーツランドの取組でございます。ラグビーワールドカップの合宿受入れ、それから、東京オリパラの事前合宿に向けたドイツ、イギリス、カナダの代表チームの視察対応や合宿の受入れ等を行ったところでもあります。加えて昨年度は、ワールドカップサーフィンゲームスの受入れを行ったところがございます。

(2) であります、県境を超えた交流・連携の推進として、南九州あるいは大分県と連携した誘客、PRを行ったところがございます。

4の経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)地域や企業を支える産業人財の育成・確保であります、2にあります技能向上対策としましては、小中学生の技能体験教室や、高校生を対象とした熟練技能者による講座を行ったところがございます。

また、県立産業技術専門校におきましては、

在学生に対する職業訓練のほか、離職者等が再就職に必要な技能・知識を習得できるよう事務系だけではなく、介護や福祉、IT分野などの委託訓練を行ったところでもあります。

(2)の職場環境整備と就業支援であります。

3の知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進では、県内就職の支援員を配置いたしますとともに、企業ガイダンスを開催することで、高校生が早い段階から県内企業を知る機会を提供したところがございます。

一方で、UIJターンにつきましては、ふるさと宮崎人材バンクのリニューアルを行いますとともに、就職説明会の開催、あるいは、県外大学等と連携協定を締結して、本県出身学生の就職活動の支援をしたところがございます。

198ページをお開きください。

6の働きやすい職場環境づくり整備では、「仕事と生活の両立応援宣言」の事業所の登録、それから、「働きやすい職場『ひなたの極』」の認証の推進を行ったところがございます。

主な施策の概要については、以上でございます。

ここで決算特別委員会資料の2ページを御覧ください。

決算の額の状況でございます。

商工観光労働部の一般会計の合計額は、下から5番目の段、計の欄にありますように、予算額が314億7,749万8,000円、支出済額が262億5,104万4,137円、翌年度繰越しはなく、不用額が52億2,645万3,863円でありました。執行率は83.4%であります。

また、特別会計を含めた合計額といたしましては、予算額が319億3,364万6,000円、支出済額が265億7,159万6,552円、翌年度繰越しはなく、不用額が53億6,204万9,448円でありました。執

行率は83.2%でありました。

次に、監査における指摘事項等について、御説明いたします。

この資料の23ページをお開きください。

監査の指摘事項等として、3つの項目について、注意事項をいただいたところでございます。それぞれの内容につきましては、改めて職員に対しまして周知を行いますとともに、改善を行ったところがございます。引き続き適正な業務運営ができますよう努めてまいりたいと考えております。

また、監査委員から別途提出されております令和元年度の宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、当部につきましては、2件の意見・留意事項等がございました。これらにつきましては、後ほど、各課の説明の中で御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○武田主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、商工政策課、企業振興課、企業立地課の審査を行います。

令和元年度の決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後に行いますので、よろしく願いいたします。

○山下商工政策課長 商工政策課の令和元年度決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

まず、一般会計についてであります。

一番上の行、商工政策課の欄の左端が予算額で、267億7,708万4,000円、その右隣が支出済額

で、217億6,455万3,647円、2つ飛びまして、不用額が50億1,253万353円、執行率は81.3%であります。

次に特別会計ですが、下から4行目の商工政策課の欄を御覧ください。

予算額が3億9,500万6,000円、支出済額が2億6,081万2,571円、不用額が1億3,419万3,429円で、執行率は66%であります。

次に3ページをお開きください。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、下から5行目の(目)商業総務費につきまして、右から2列目の不用額は157万1,947円となっておりますが、主なものは、次の4ページの上から6行目の委託料でありまして、政策調査研究を行う委託料の執行残によるものです。

次に、その下の(目)商業振興費です。不用額が50億625万4,558円となっておりますが、主なものは、次の5ページの上から4行目の貸付金の執行残の50億円です。これは中小企業融資制度の原資預託金で、大規模な自然災害や急激な景気の悪化等へ対応するための予算として、緊急対策枠50億円を確保していたものです。

新型コロナウイルス感染症に対する資金繰り支援として、3月13日に緊急対策貸付を創設したところですが、年度末までの期間が短かったため、令和元年度予算ではなく、令和2年度予算により原資預託の対応を行ったことから、この貸付金については、執行残となったものです。

次に、その下の(目)物産振興費です。不用額が41万4,452円となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により出張が中止になるなど、主に旅費が執行残となったものです。

次の6ページの一番上の行の(目)工鉱業振

興費です。不用額が310万6,337円となっておりますが、これは主に、地域課題解決型起業支援事業における補助金の執行残によるものです。

次に、8ページをお開きください。

上から3行目の特別会計の(目)小規模企業者等設備導入事業助成費です。不用額が1億3,392万3,134円となっておりますが、これは主に貸付金に計上している決算剰余金であり、次年度以降の貸付原資として、全額を令和2年度に繰り越しております。

次に、特別会計の歳入決算について、御説明いたします。

令和元年度宮崎県歳入歳出決算書を御覧ください。

資料の中ほどの水色の仕切りから特別会計となっております。

特別会計の1ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計です。上の表の一番下、歳入合計欄ですが、左から3列目の調定額が4億9,800万4,006円、その右の収入済額が3億9,460万7,553円、1つ飛びまして、収入未済額が1億339万6,453円となっております。

特別会計の歳入決算につきましては、以上でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の199ページをお開きください。

産業づくりの2創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会につつまして、ページ中ほどの表、施策推進のための主な事業及び実績について御説明いたします。

まず、中小企業融資制度貸付金です。これは、金融機関、信用保証協会と連携し、低利の事業資金を円滑に供給するためのもので、令和元年度は、200億2,502万円の原資を金融機関に預託

しました。主な実績内容ですが、新規融資実績は、856件の101億2,687万9,000円となっております。

次の中小企業金融円滑化補助金は、県の中小企業融資制度を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、信用保証協会に対して、保証料の一部を補助するもので、令和元年度は、5,247万3,000円の補助を行っております。

次の信用保証協会損失補償金は、中小企業融資制度の代位弁済によって生じた信用保証協会の損失分について、損失補償契約に基づき、補償を行ったものです。

次の中小企業団体中央会等補助金は、県中小企業団体中央会等に対し、指導員等の人件費や組合指導事業への補助を行ったものです。

次に、200ページをお開きください。

一番上の小規模事業経営支援事業費補助金は、商工会、商工会議所等に対し、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行ったものです。

次の中小企業等経営基盤強化支援は、商工会等が税理士などの専門家や経営支援チームを小規模事業者等に派遣し、事業の強化や新分野進出などに関する助言や指導を行うなど、経営基盤の強化を支援したものです。

次のプロフェッショナル人材戦略拠点運営は、企業の成長に必要な人材を掘り起こし、人材紹介会社につなぐことにより、県内企業と都市部のプロ人材とのマッチングを支援したもので、令和元年度の採用者数は81人となっております。

次の地域課題解決型起業支援は、本県の様々な社会的課題の解決に取り組む起業家に対し、開業費用の補助や伴走型支援を行ったもので、6件の起業家への補助を行っております。

次に、201ページを御覧ください。

みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備資金貸付制度の原資として、産業振興機構に対し、1億2,500万円を貸し付けたもので、機構において14件、7,365万円の設備導入資金の貸付けを行っております。

次に、203ページをお開きください。

地域商業再生支援ですが、商店街再生のための事業に対する助成やまちづくりを担う商店街リーダーの育成を行ったもので、宮崎市や延岡市など、3市1町の5事業に対して助成を行うとともに、リーダー育成研修会等を計4回実施したものです。

次のインターネット販売成長促進ですが、インターネット販売事業への参入を支援する販路拡大セミナーや、既に参入している事業者が売上げ増加を目指すためのスキルアップセミナーのほか、ウェブ物産展を開催し、インターネット販売事業者の育成を行ったものです。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明します。

35ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計について、貸付金の収入未済額については、今後も引き続き償還促進についての努力が望まれるとの意見であります。

収入未済額につきましては、訪問や文書催告等により回収に努めておりますが、令和元年度は50万円を回収したところでありまして、収入未済額は1億339万6,453円となっております。

引き続き償還促進に努めますとともに、要件を満たした債権については、不納欠損処理についても検討していくこととしております。

なお、監査における指摘事項につきまして、

特に報告すべき事項はございません。

商工政策課は以上でございます。

○串間企業振興課長 企業振興課の令和元年度決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。

企業振興課は、上から2段目の欄でございます。

予算額は12億5,843万8,000円、支出済額は12億3,762万2,470円で、不用額は2,081万5,530円、執行率は98.3%であります。

次に、資料の9ページをお開きください。

(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

まず、下から7段目の(目)工鉦業振興費でございますが、不用額は1,314万8,140円であります。その主なものでありますが、下から3段目の報償費とその下の旅費、次の10ページの上から2段目に委託料がございます。また、その下の使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、展示会への参加や専門家旅費などの事業活動ができなかったことによるものでございます。

また、その下の負担金・補助及び交付金につきましては、産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業などの各補助の事業の実績確定に伴うものでございます。

次に、中ほどの(目)工業試験場費でございます。

不用額が667万6,079円となっております。その主なものは、次の11ページの一番上の工事請負費でございます。これは、工業技術センターの空調設備改修工事等の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

お手元の報告書の204ページでございます。

まず、産業づくりの1の(1)産業間・産学
金労官連携による新事業・新産業の展開であり
ます。

表の一番下の改善事業、東九州メディカルバ
レー医工連携総合支援では、医療機器関連産業
への参入や、販路開拓等を支援するコーディネ
ーターの配置、医療関連技術と機器のパッケージ
による海外展開などにより、県内企業の新規
参入から取引拡大に向けた支援を行ったところ
でございます。

また、表の下にありますように、宮崎大学の
寄附講座を中心に、企業との医工連携による研
究開発を支援することによりまして、医療機器
関連産業の振興を図ってきたところでございま
す。

続きまして、205ページを御覧ください。

改善事業、スポーツ・ヘルスケア産業モデル
ビジネス支援では、今後成長が期待されるスポ
ーツ・ヘルスケア産業への参入を促進するため
の機運醸成を図るセミナーを開催するとともに、
本県の強みであります食分野を中心に、スポー
ツチームが求める食品づくりのための勉強会や
マッチング会を開催したところであります。

また、スポーツ関連ビジネスに取り組む県内
事業者に対しまして、食品やサービスの開発等
に向けた支援を行ったところでございます。

次に、206ページを御覧ください。

2の(1)工業の振興であります。

イノベーション促進・新事業創出推進では、
県内中小企業における付加価値の高い新技術や
新商品の開発を図るため、11の分野において、
産学金官で構成する研究会を開催するとともに、
大学や公設試験研究機関等との共同研究開発に
対する支援や国内外の企業や研究機関とのネッ

トワークを持つ専門のコンサルタントを活用し
まして、県内の優れた技術の発掘や育成を行っ
たところであります。

続きまして、207ページをお開きください。

産学金労官プラットフォームによる地域産業
・企業成長促進でございます。中核企業の育成
を図るため、13の関係機関で構成する企業成長
促進プラットフォームにおきまして、将来、中
核企業になることが期待される企業22社を成長
期待企業に認定しまして、伴走型の集中支援を
行ったところでございます。

その下の新規事業、地域を支える未来企業育
成では、市町村など、地域の経済を牽引するこ
とが期待される企業31社を未来成長企業として
選定し、コーディネーターの経営診断による、
各企業の課題抽出などの支援を行ったところで
ございます。

続きまして、208ページを御覧ください。

改善事業、輸送用機械器具関連産業販路開拓
・競争力強化では、自動車産業関連企業が集積
する北部九州に北部九州フロンティアオフィス
を設置し、県内企業に営業活動の拠点として提
供するとともに、アドバイザーなどによる支援
と合わせて、本県企業の取引拡大に取り組んだ
ところでございます。

また、今後成長が期待される航空機関連産業
への県内企業の新規参入等に向けた支援を行っ
たところでございます。

その下の改善事業、食品製造業者総合支援に
おきましては、HACCPや食品表示法の本格
施行など、転換期を迎える食品製造事業者に対
しまして、アドバイザーによる衛生管理・品質
管理に関する研修や加工食品の表示作成等の支
援を行ったところでございます。

また、県内外の卸売業者等から取引相談情報

などを一元的に集約・管理し、県内食品製造業者とのマッチングなどを行ったところでございます。

工業技術研究開発及び食品開発センター研究開発におきましては、工業技術センターにおいて、2030年以降に大量の廃棄が予測される太陽光パネルのリサイクル技術開発に関する研究など、13テーマの研究開発を行ったところでございます。

また、食品開発センターにおきましては、チョウザメ等の未利用部分を原料とした食品の製造技術の開発に関する研究など、9テーマの研究開発を行ったところでございます。

さらに、それぞれのセンターにおきまして、企業からの依頼試験や技術相談等に対応したところでございます。

次に、211ページをお開きください。

(2)の商業・サービス業の振興であります。

ICT産業基盤強化でございますが、ICT産業を担う人材の養成を図るため、経営力や技術力向上のための研修を実施するとともに、本県ICT企業の販路拡大を図るため、首都圏のICT企業との商談会の開催を行ったところでございます。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

また、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

企業振興課は以上でございます。

○大衛企業立地課長 企業立地課の決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

企業立地課は、上から4段目の欄でございま

す。

予算額は7億1,785万7,000円、支出済額は6億5,491万6,787円、不用額は6,294万213円、執行率は91.2%であります。

同じ資料の16ページをお開きください。

(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして、御説明いたします。

ページ中ほどの(目)工鉦業振興費でありませんが、不用額が6,267万9,397円となっております。

その主な理由について御説明いたします。

まず、旅費でございますが、今年に入りましてからの新型コロナウイルス感染症の拡大から、県外への企業誘致活動を自粛したことなどによりまして、不用額が生じたものでございます。

次に、下のほう、負担金・補助及び交付金の不用額6,080万7,000円でございますが、これは企業立地促進補助金の執行残がその主なものでございます。

この補助金は、立地企業の新規雇用や設備投資などの実績に応じて支払うもので、毎年度、次の年に申請資格のあります立地企業に対しまして、あらかじめ、申請の有無と見込額を確認の上、予算を計上しておりますが、令和元年度に補助金の申請を予定しておりました立地企業のうち、一部の企業が補助金の申請を見送りしたことや、申請額が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものにつきまして、御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の220ページをお開きください。

産業づくりの2の(1)工業の振興でありま

す。

下のほう、施策推進のための主な事業及び実績の表のうち、改善事業、誘致対象企業リサーチ強化であります。

企業立地を推進するためには、県外企業との接点を持ち、広く本県の企業立地環境を理解していただくことが重要であると考えております。このため、民間企業が有します情報やネットワークなどを活用し、業種ごとに立地可能性を有する企業の抽出を行い、効果的な誘致活動を展開したところであります。

具体的には、製造業・流通関連業につきましては、民間の信用調査会社に委託し、アンケート調査により100企業の抽出を行いまして、資料の送付や企業訪問の実施を、また、情報サービス産業につきましては、情報サービス産業関連企業と関わりを持つコンサルティング会社に業務を委託しまして、65の企業を抽出し、小規模セミナーや県内視察を行ったところであります。

次に、企業立地促進補助金であります。令和元年度は、補助金交付の申請のありました54の企業に対しまして、設備投資額や新規の雇用者数等の実績に応じ、補助金を交付したものであります。

続きまして、新施策の進捗状況であります。新規企業立地数につきましては、実績を記載しております。

先ほど説明しました事業など、様々な企業立地活動を展開しました結果、令和元年度の企業立地件数は47件となったところであります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関して、特に報告すべき事項はございません。

企業立地課の説明は以上であります。

○武田主査 説明が終了いたしました。

まず、商工政策課に関連する項目で質疑はありますか。

○日高委員 成果報告書の200ページです。

小規模事業経営支援事業費補助金ですが、これは商工会、商工会議所と商工会連合会への補助ということですよ。

先ほど人件費等と言われましたが、主な実績内容等のところの、商工会等46団体への補助と経営改善普及事業の2つに分けて、11億7,300万円余が支出されていますが、この内訳は。

○山下商工政策課長 11億7,300万余の補助金のうち、人件費が9億7,821万3,000円、事業費が1億9,554万8,000円でございます。この事業費は、巡回指導であったり、窓口指導であったり、商工業者を指導するに当たっての旅費であったり、事務費であったり、こういったものを賄っておるものでございます。

○日高委員 46団体ということですが、2連合会を引いて44団体、そこから市の9団体を引いて、35団体が町村ということですよ。35団体がまだ現存している状況で、頑張ってもらっているんですが、これについては、将来的な組織の在り方、例えば、統合や再編を検討することがあったのかどうか、まず、そこから伺いたいと思います。

○山下商工政策課長 平成の市町村合併があった折に、幾つかの町村が市と合併したり、複数の町村が合併したりしましたので、商工会につきましても、合併の議論が行われました。その際に、まず、市と合併した市町村にある商工会——例えば、延岡市でしたら、北浦町、北方町、北川町の商工会は、商工会議所と合併せずに3町で合併するというところで、三北商工会という

ものになっております。

また、美郷町の北郷村、西郷村、南郷村が合併した折には、同時ではないんですけども、美郷町商工会として合併した経緯がございます。ただ、これはあくまでも商工会のそこそこの判断であって、県としても、合併を特に強く勧めたものではございません。基本的には、そこそこの商工会の判断に任せるといいますか、考え方、自主性に任せるといったスタンスです。

○日高委員 ということは、現段階においては、そういった問題をいろんな形で検討するところまでは至ってない、やってないということでしょうかね。

昨年度の2月、3月より、コロナがはやり出して、今年もこういう状況で続いています。これは何度も言いましたけど、商工会の会員について、これまで積極的な会員増強策を打たれているのかいないのか、その辺をまずはお聞かせください。

○山下商工政策課長 県としましては、商工会連合会や商工会には、会員の加入増進について常日頃からお願いしているところがございます。それぞれの団体において、加入促進月間といったものも定めて取り組んでいるところがございます。

ちなみに、今年度の状況でございますけれども、4月1日以降で直近の増減の数字を調べたところ、商工会地区で会員が199人増えております。これは、商工会で温度差といいますか、取り組み方の違いがあり、加入促進月間のタイミングで、非常にたくさん増えている商工会と、減っているところは少ないのですが、現時点では、全体でこれぐらいの会員の増があったと聞いています。

増えている商工会に聞きますと、いろんな給

付金等の手続を御案内する際に加入しませんかとか、あるいは、1回辞められていた方が再加入される状況も多いようでございまして、商工会の職員の皆さんに話を聞くと、やはり、こういった機会に会員増に向けて取り組まないといけない、というようなお話は何っております。

○日高委員 本当に今言われたとおりだと思います。今まで会員がどんどん減っていて、会費を払って商工会に入っているけど、あまりメリットがないと思われている状況があって、だんだん離脱されていったわけです。そういうことになると、もう社会全体がそんな形で、いろんな組織があったのに、だんだん崩れていってしまう時代でもあるかと思うんですが。

今回は決算特別委員会ですけれども、2月、3月からのコロナの渦の中で、改めて組織力の必要性というものを、私たちは痛感させられたわけです。今、課長が言われたように、商工会に入っていなかった人たちが、今回の商工会の手助けを受けて、辞めていかれた方も感謝の気持ちで戻られた方もいます。ただ、わだかまりがあって、まだ商工会に入ろうとしていない方もおられます。そういった方を今この時期にもう一度掘り返して、できるだけ入っていただく。そういう運動を改めて、県も市町村も、それぞれ起こさないといけないと思います。このコロナ禍を利用して、もう一度、この組織力の強化をお互いに図っていただくような、そういう手だてをつけていただきたいと思います。

それから常に思うのは、いろんなところで青年団もなくなりましたが、商工会は今も組織として、ちゃんと機能しています。地域を守っているのは、役場、農協、そして商工会ですよね。商工会が動かないと地域のお祭り、イベント、そういったものは運営できないんです。ただ、

市とか、そういうところは、小さくてもいろんな組織がたくさんありますので、町村と比べたらいいのかなと思っていますが、やっぱり、小さい町村になると、役場、農協より、やっぱり商工会なんです。ここが動いてくれなかったら、町ににぎわいなんて絶対戻ってくるはずがないんです。そういうことを考えたら、このコロナ禍をもう一度考え直す機会に、いい方向に向けていていただいて、商工会ももう少し頑張っていて、コロナでこれだけやられたんだから、これからは頑張るぞという、そういう新たな気持ちを植え付けるような、そういう雰囲気ぜひ醸成していただきたいと思います。

○松浦商工観光労働部長 御指摘の点は、非常に重要なポイントだと思います。今回、コロナ禍で、商工会、商工会議所にいろんな取組をやっていただきました。やはり、そういう組織がなければ成り立たない事業がたくさんあると思っています。市町村に話を伺いますと、民の側にも必要なカウンターパートとして、商工会は地域の振興といったものについて、非常に大きな役割を担ってもらっていて、ここをしっかりと維持していけるような形を考えていきたいんですという声を、全てではありませんけれども伺っているところもあります。経済活動に関する指導だけではなく、もう少し広い形での役割も今後大きくなっていくと思いますので、市町村等も含めて、そこはしっかりと考えていきたいと思っています。

○山下委員 今、商工会のことを御議論いただきましたが、やっぱり、均衡ある県土の発展ということが大きな政策ですよ。観光推進課やオールみやぎ営業課の事業について、後ほど審査があると思うんですが、人口減少と高齢化で、本当に5年、10年先どうなるんだろうかと。

空き家は増えてくるし、宮崎県全体を見たら、どうしても宮崎市を中心に人や物が集まってくる。第2の都市である都城市でも、市街地を少し離れると、もう疲弊していく。高齢化で人が住めないということで、空き家が増えていく。環境的にも悪化の一途なんですよ。じゃあ、商工政策として、商工観光労働部として、均衡ある県土の発展についての見地をどのように位置づけているのか。商工会について、今いろいろと議論がありましたが、その中心になってくるのは商工会なんですよ。でも、事務局長の不在や会員数の減少で、活動が減退していく。これは国の施策だから仕方がないというのが今までの流れなんですよ。じゃあ、実態を見たときに、本当に均衡ある県土の発展につながっているのかというと、もう少し地方に目を向けた施策を打っていかないと歯止めがかからないと思うんです。その決め手というのが非常に難しいんですが、その辺の見解をお聞かせください。

○松浦商工観光労働部長 そういった観点で商工会からも御指摘をいただいているところでもありますし、市町村では宮崎市と三股町から直接そういう要望を受けたところです。特に事務局長が不在のところについて、私が勉強不足のところもあつたんですけれども、一般の指導員といった方々は県内一円での異動があり、一定期間、その地域に務めると、次の地域に異動していくので、ずっと同じ地域に関わっていける事務局長が欲しいというお話をいただいております。そういう中で、三股町は一定の負担も考えてよいというお話もいただいております。そういう観点で見たときに、先ほど日高委員にもお答えをしたところでもありますけれども、これまでの商業活動、それから経済活動の指導だけではなく、市町村が求めている地域活性化と

というのが当然ありますので、その地域をどう守っていくかということについての役割は、恐らく、これから増えていくだろうと思っています。これまでのところは、事業として、市町村から商工会等に対して委託していたのですけれども、もう一步踏み込んでいくことを考えていく必要があると感じております。ただ、これは市町村の考え方、それから商工会とか、連合会の考え方もありますので、すぐすぐに形にできるかどうか分かりませんが、話を伺いながら取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

○山下委員 松浦部長は商工政策課にもおられたので、よく分かっておられると思うんです。今、話にありましたように、事務局長がいなくなることは、活動に大きな制約が出てくるんです。皆さん、それぞれが事業主だから。さっき、商工政策課長より、会員が199名増えたとの発言がありました。やっぱり実態は甘くないんですよ。もう本当に商工会頼みなんです。だから地域を活性化して維持していくためには、少しでも商工会が活力を持って活動できるような体制づくりを行わないと。大工さんがいたり、左官屋さんがいたり、そういう個人事業主をかき集めて、何とか地域の商工会の会員を募っている。地域のにぎわいづくりの一役を担うのが商店街なんです。地方からなくなっているため、商工会にほとんどいなくなっているわけです。だから、どうやって、商工会を維持させていかと、3年、5年先のことをしっかり組織の中でしっかりと議論して、いろんな対策を考えられる常駐の事務局長がいないと。先ほど言われたように、指導員というのは、県内各地の商工会を異動しますので、なかなか土地に愛着が湧いてこない。そのことを県独自でもしっかりと

した方向性をつくっていかないといけないと思うんですが、国の規定がどうだとか、人数制限でこうだとか、皆さん方言われるのは、合併をなさいでしょう。合併したら会員が増えるから、そこは事務局長を配置できますよということですが、地方では、もう合併というのは成り立たず、かえって組織の衰退になっていく。だから、方向転換して商工会の在り方を考えていかないと、もう限度が来ているなという思いなのでぜひ、お願いしたいと思っております。

それと、宮崎は、県央、県南、県北とあると思うんですが、皆さん方がどういう位置づけで宮崎県を発展させていきたいのか、中心的なポジションは何なのか、どういう考え方で推進しようと思っておられるんですか。

○松浦商工観光労働部長 なかなか難しい質問でございます。人が減っていくのは統計上見えていますので、ある程度は仕方がないと。これをどこまで歩留りさせていくかが、今の我々の勝負のラインだと思っております。市街地にはそれなりに人口が残っていくことは、大体想像がつきますので、それをどう維持して活性化を図っていくかということになってくると思えます。そういう意味では、宮崎、都城、延岡と、そういった市街地の在り方というのは当然あると思うんですけれども、それと併せて、委員に御指摘いただきましたように、その周辺部をどう維持するのか。維持というのが、産業としての維持という側面と、それから暮らしを維持していく上での役割というのが、多分、これらにかかってくると思うんです。市町村合併があった後に、私は市町村課におりまして、合併の検証を1回やっております。そのときと今とは状況が随分状態が変わっていると思っております。市町村合併が進んだときには、それなりにほか

の種類、団体というのがあって、役割というのがそういったところを持てますよというようなことがあったんだろうと思うんですけども、その後の人口減少等もある中で、そういったほかの活動がだんだん減ってきているというのは当然ありますので、商工会等の役割というか、担っていただきたい分というのは、市町村から見ても、県から見ても増えていくと思っております。特にこれは周辺部になってくると思いますが、そういう意味で言うと、これまでの基準というのは、これはこれであってもしょうがないと思うんですけども、その上に必要な機能とは何なのか、商工会、それから市町村ともしっかり議論した上で、どういう体制で臨むべきなのか答えを出していく必要があるのかなと。ただ、早急にそういう形が見えるかというと、そこはまだ分かりませんので、議論をしっかりとやって、できるだけ早く、そういった方向性を見出していききたいと思っております。

○山下委員 最後になりますが、私も県議になって、もう13年、14年になるのかな。ずっと県政を見てきたんですが、県央、県北、県南を見たときに、10年前、延岡では医療メディカルバレー構想が立ち上がりましたよね。私は、県北は医療メディカルで、どんどん発展していくのかなという思いで見えていました。県央は観光を中心とする、スポーツランドであったり、まさしく、そのように形はできてきたと思うんです。県南は広大な土地と豊かな自然があって、農業を中心とした産業育成を中心に成長していくんだろうなという思いで見えてきたんですよ。

ここ10年ぐらいの企業誘致から、それぞれ特徴ある企業立地ができてきたのかなと思うんですが、また新たな向こう4年の企業立地の目標値も出ていますけど、皆さん方は、さっき言っ

たように、バランスある県土の発展というものをしっかりと明確に位置づけながら、それに基づく政策に取り組んでほしいと思うんです。それもひっくるめて、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

○松浦商工観光労働部長 申し訳ありませんけれども、現時点では御指摘の点を十分踏まえながら進めてまいりたいとしか答えられませんが、そこはしっかりとやっていききたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○外山委員 簡単に2点だけ伺ひいます。まず、プロフェッショナル人材戦略拠点運営はどちらに委託されているんですか。

○長倉経営金融支援室長 令和元年度の委託先は宮崎県中小企業診断士協会になります。

○外山委員 分かりました。これは、非常に前向きな、期待されている事業かなと思ひいます。

もう1点はその下の地域課題解決に取り組む起業者とは何を指すんですか。どういう認定の基準ですか。

○山下商工政策課長 地域の課題にもいろいろあるんですけども、例えば、雇用対策であったり、あんまり県内で取り組まれていない事業であったり、そういったものに比較的若い起業者の方が、こういう事業をやりたいが資金がないと、自己資金は多少なりともあるんだけど、資金がないというような人たちに対して、上限200万円を補助することで、令和元年度につきましては6社補助したところでございます。

○外山委員 じゃあ、当然、企業から申請を受けて、それを審査するわけですね。該当するかどうかを。

○山下商工政策課長 まず、産業振興機構で書類審査を行ひまして、書類審査を通った個人事業主に来ていただいて、プレゼン形式で話を聞

いて、その中から審査して決めるということでございます。

○田口委員 プロフェッショナル人材の件でお聞きします。

昨年の採用が81名ということですが、ちょっとよく分からないのが、隣のページの施策の進捗状況で、プロ人材と県内企業とのマッチング成約数が123件とあるんですけれども、この123件というのは、具体的にはどういう数字になるんですか。

○長倉経営金融支援室長 施策の進捗状況にあります実績値は累計で記載しておりますので、平成30年度と令和元年度の差が81件になります。ここに書いてあるものは、全て累計での目標値設定になっております。

○田口委員 そうしますと、令和4年度の152件というの、平成30年度から累計していったら、152件が目標ということですか。

○長倉経営金融支援室長 そのとおりでございます。

○田口委員 私は何度か本会議でも質問してきますけれども、このシステムは、東京と沖縄以外の全国にプロフェッショナル人材戦略拠点があって、その中でいわば人材の取り合いをしているんですよね。そのような中で、これだけ数値がいいというのは、非常に評価をしたいところなんです。ちなみに、採用者数は令和元年度が81名ですが、どれぐらいを目標にしていたんですか。

○長倉経営金融支援室長 令和元年度の単年の目標としては20件でした。もう一つ申し上げますと、令和4年度の累計の目標値を152件としておりますが、これは令和元年度の状況でして、実績を踏まえまして、今年度、令和4年度の目標値を上方修正し、225件としております。

○田口委員 前も申し上げましたけれども、私はプロフェッショナル人材というのは、本県出身者が東京に行って、それなりのキャリアを積んで、定年も近いので、今後はふるさとに貢献しようという人が多いのかなと、漠然とおっしゃったところ、意外にも40歳以下とか、本県出身ではない人とか、いろんな人材が来ていて、大変すばらしい人たちが来てくれているんだなと思っております。そういう意味では、この戦略拠点を運営している皆さん方には非常に感謝を申し上げたいと思っております。前回は聞きましたけれども、この仲介業者と企業とプロ人材との三角関係の中で、1人がきちっと雇用された場合には、その仲介会社にいくらかの成功報酬を支払うという基準がありましたよね。

○長倉経営金融支援室長 仲介会社がいろいろございまして、多分それぞれの規定で成功報酬は変わってくると思います。実際どのぐらいか相場なのか、今ちょっと手持ちの資料がございません。申し訳ありません。

○前屋敷委員 今施策の進捗状況の話がありましたが、その中の一番下の事業承継診断件数というのが、令和元年度で4,770件とありますが、これも累計ですね。それで、かなり数が多いと思うんです。それだけ状況が深刻なんだと思うんですけど、診断とか、相談をされたその後の状況といいますか、その後の進展はどうなっているのか、分かる範囲で結構です。

○長倉経営金融支援室長 令和元年度の単年度ですと、事業承継診断件数が2,237件でございました。その診断で、後継者となる方がいるのかどうか、どうしていくのかという診断をした後に、御希望に応じて、支援機関につなぎまして、専門家を派遣して、税務の相談をさせていただいたりとか、コーディネーターにつないで企業

を承継するに当たっての課題は何なのか、強みは何なのか、弱みはどうか、弱みの部分を改善するためにはどうしていくのか、そういった助言をさせていただいて、事業承継までの計画策定につなげる伴走型の支援を行いながら事業承継につなげていく活動をしております。

○前屋敷委員 なかなか、すぐには結果が出るというものではないと思うんですけども、そこはいろいろ試行錯誤もしながら、確実に継承につながったという案件が令和元年度に何件かございますか。

○長倉経営金融支援室長 この事業承継診断件数につきましては、事業承継ネットワークの実績数字になるんですけども、このネットワークのほうで順序伴走型の支援をしていくんですが、これが実際事業承継に結びついたかどうかというところの成果の数値は把握できていないというか、事業承継するのは、5年とか、10年とか、長いスパンがかかります。この活動を始めたのが平成30年度からですので、実際どうなったかというところまでは、現時点では追えていない状況です。

○前屋敷委員 分かりました。ぜひ、そこも見据えていただいて、追いかけていただきたいなと思います。

もう一つ、中小企業金融制度の貸付け状況ですが、ここ数年ずっと、件数も金額も少しずつ減ってきてはいるんですけど、今の状況の中で、借りれば、返さなければいけないというものもあったりするんでしょうけど、この辺をどう見ておられるのかなと思うんですが、どうですか。

○長倉経営金融支援室長 中小企業融資制度の新規の融資実績ですけれども、令和元年度は、199ページに載せておりますように、新規融資が856件になっています。少し遡って申しますと、平

成30年度の新規融資が923件、平成29年度が1,004件でした。このように年々新規の融資の件数としては減っていている状況にあります。ただし、今年度はコロナ関連融資を出しましたので、今年度の8月末の速報値では、7,657件という数字が出ております。今年度はコロナのほうで融資件数が伸びましたけれども、このコロナ以外の融資については、非常に少ない状態になっている状況です。

○前屋敷委員 今年に入ってからは、コロナで融資の枠も広がり、借りやすくなったということもあってこういう数字ですけれども、コロナが収まり、また平年に戻っていくと、今の経済状態と併せて、こういう傾向に戻っていくのかなど。だんだん経済が収縮するわけにはいきませんので、いろんな工夫もしながら、大いに業者の方々を支えていくという役割をぜひ広げていただきたいと思います。

併せて、199ページの中小企業金融円滑化補助金のところで、信用保証料の軽減補助の実績が4,188件と、この件数も年々少なくなって、昨年度から比較するとまた少なくなっている。この軽減補助の実績というのは具体的に保証承諾の件数と見ていいんですか。

○長倉経営金融支援室長 この中小企業金融円滑化補助金は、県の融資制度保証協会の保証をつけた上で融資している状況なんですけれども、企業が借りやすくするために、信用保証料を軽減しております。その軽減した分を保証協会に対して補助しているものなんですけど、これが保証の件数というわけではなくて、円滑化補助金の計算方法が1件1件の保証分を見ていくと膨大な作業になるものですから、簡便化して、この算出方法で1月から12月までの平均の保証債務残高に率を乗じて算出しているものです。し

たがって、保証承諾件数とは、少し差が出てきます。

○前屋敷委員 分かりました。いずれにしても、保証承諾のために助成するわけですので、保証承諾補助があれば、より利用しやすくなるということですので、この辺は、ぜひ、努力もしていただきたいなと思うところです。

○日高委員 関連ですけど、先ほど200ページのプロフェッショナル人材戦略の拠点運営事業の監査報告の指摘事項です。委託業務について、契約内容どおりに履行されていなかったということですが、具体的にどういうことなんでしょうか。

○長倉経営金融支援室長 注意を受けた内容を御説明しますと、本県では、先ほど申しましたように、中小企業診断士協会に委託をしているところですが、その委託契約の仕様書の中で、サブマネジャーが2名いるんですけれども、その勤務日数について、合計で月16日以上と仕様書に定めておりましたが、実際の勤務日が4月分で1日、2月分で3日不足していたということで、仕様書どおりではない月があったとの注意を受けたものでございます。

○日高委員 分かりました。大したことじゃないと言ったらいけないかもしれませんが、これを見ると、何なんだろうかと疑問に思うので、そういうことであれば、素直に日数の違いがあったと書いていただいたほうが分かりやすいですね。

○武田主査 ほかに商工政策で質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、企業振興課に関する質疑はございませんか。

○田口委員 北部九州フロンティアオフィスに

関してお聞きします。

今の入居企業数が4企業ということですが、ここの部屋数は幾つあるんですか。

○串間企業振興課長 *6部屋でございます。

○田口委員 以前伺ったときは、延岡の花菱塗装とかが入っていたんですが、ここには何年間入居できるのですか。

○串間企業振興課長 特に期限は設けておらず、企業の判断によります。

○田口委員 多分、以前聞いたときも2部屋ぐらい空いていて、ずっと空いているんじゃないかと思うんですが、入居の希望が少ないということですか。

○串間企業振興課長 募集した当初、花菱さんをはじめ4社で、花菱さんとヒーテックさんが同じ部屋を使っているということで、実際は3部屋という形で今進んでいるところなんですけれども、残りの部屋についても、アドバイザー等を通じて、いろんな御案内をしているところですが、なかなか埋まらない状況でございます。

○田口委員 分かりました。ここにコーディネーターとアドバイザーの実績等が出ておりますけれども、このコーディネーター、アドバイザーが関連して、売上げは右肩上がりになっているんでしょうか。

○串間企業振興課長 企業の売上げについては分からないところですが、ただ、昨年、販路開拓コーディネーターのほうで194企業を訪問させていただいた中で、いろんな取引情報を受けております。それを企業に紹介して、成約件数が20件ほどございます。そういった意味では、売上げの増加につながっているものと認識しております。

○田口委員 以前ダイハツの方がアドバイザー

※次のページに訂正発言あり

だったと思うんですが、本来なら、こちらでお金を出してやるところを、向こうの予算の中でやってくれているとお聞きしたことがあります。そのダイハツは、今も継続しているんですか。

○串間企業振興課長 はい。今年変わりましたが、また新しく引き受けてくださるということで、御了解を得ているところでございます。

○田口委員 分かりました。

隣のページの施策の進捗状況で、売上高が新たに30億円以上に成長した企業のところですが、売上高が30億円というのは地域を代表するような会社になると思うんですが、その2社の社名は言えるんですか。

○串間企業振興課長 申し訳ございません。信用調査機関からお話を伺っておりまして、企業情報はまだ教えていただけてないんですけれども、情報関係と木材関係の会社ということです。具体的な、会社名はちょっと……。「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり)

○串間企業振興課長 先ほど北部九州のフロンティアオフィスの件で6部屋とお答えしましたが、実際は5部屋でございます。申し訳ございません。

○前屋敷委員 107ページの、この表の下から2つ目、下請企業振興ですが、ここは登録企業数が令和元年度に718企業となっているんですけど、だんだん企業数が少なくなっていますが、何か原因があるんですか。

○串間企業振興課長 本登録企業数は、産業振興機構が実施している下請振興事業ということで、県のほうから機構に補助を行って取り組んでいる事業でございます。

産業振興機構が企業を訪問して、商談会に参加いただいたり、下請けあっせんの引受けをし

ていただいた企業に対しては、その都度、登録名簿に記載を行ったところがございます。ただ、実際に動いていなかったり、排除している企業もあったものですから、実際に対応や訪問をしている企業、取引関係でいろいろ対応していただいている企業を整理しまして、718企業としたところがございます。

○前屋敷委員 分かりました。実際に活動している企業ですね。

○武田主査 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、企業立地課に関する質疑はございませんか。

○坂本副主査 企業立地促進補助金の欄で、補助金の交付企業数が54企業となっておりますが、次のページの新規企業立地数が令和元年度で47件となっております。この差が7件ですが、新規ではなくて、増設の分と考えていいのでしょうか。

○大衛企業立地課長 企業立地促進補助金につきましては、雇用者数の割合、雇用者数に応じて、それから設備投資に対する割合という形で出させていただいているんですが、これは実績払いといいますか、工場が建った後、そして、従業員を1年間継続して雇用していただいた企業に対する補助金ということになりますので、令和元年度に補助金を交付している企業というのは、平成29年度だったり、平成28年度だったりしますが、これまでに立地企業として認定させていただいた企業が、昨年度に補助金の交付申請をされたということでありまして、ちなみに、制度としましては、立地企業の認定をしてから5年間の間に申請していただくという形になっておりますので、その範囲内で申請をしていただいている状況でございます。

○坂本副主査 分かりました。それであれば、新規の47件と、増設の分は何件ぐらい令和元年度にあったのかを教えてください。

○大衛企業立地課長 この47件の中に新設と増設の両方が入っており、合わせて47件ということでございます。

○坂本副主査 内訳は分かりますか。

○大衛企業立地課長 新規案件が19件で、増設に係るものが28件となっております。

○坂本副主査 これは6月定例会のときに、要望というか、提案ということで申し上げたところなんですけれども、県内企業で増設のために補助金が欲しいという企業はたくさんいらっしゃるんです。決算として、不用額が発生するのであれば、今後、条件等の緩和を進めていただいて、予算をしっかりと生かしていただくように進めていただければと思います。これは要望でございます。

○前屋敷委員 この立地企業で、令和元年度中に、これまでの立地企業、誘致企業の中で撤退をした企業、閉鎖をした企業がありますか。

○大衛企業立地課長 撤退の状況ということでございますけれども、令和元年度に事業閉鎖したところが、2つの事業所を同時に撤退されましたので、2社の3事業所という状況でございます。

○前屋敷委員 ちなみに、その企業は、雇用人数はどの程度を目標にしておられたんですか。

○大衛企業立地課長 まず、1社は縫製業でございましたけれども、昭和55年に立地していた企業でございますが、これが令和元年度に閉鎖となっております。元々の計画段階では、200名の雇用をしたいということで計画があったんですけれども、閉鎖時の従業員数としては、24名という状況でした。それからもう一

つは、印刷関係でございますが、これが平成3年度と平成19年度にそれぞれ立地をしていただいておりますけれども、2事業所合わせて、82名の最終雇用の計画ということだったんですが、閉鎖時の従業員は、2事業所合わせまして、50名ということでございます。

○前屋敷委員 分かりました。残念なことですよ。

それと、立地した企業がいろいろあります。221ページの⑤に立地件数が47件、最終雇用予定者が1,177人とありますけど、毎年20名、30名という計画が出ていますよね。立地の状況をいつも送っていただいておりますけれども、その計画、目標がどの程度進んでいるのか、チェックといいますか、確認をするシステムはあるんですか。

○大衛企業立地課長 新たに立地認定した企業に対しましては、操業開始から5年間、調査をさせていただいており、報告をいただくようお願いをしております。その結果を数字としてまとめまして、5年分の数字を私たちも把握している状況でございます。

○前屋敷委員 企業によっては、おおむね予定どおりに雇用が進んでいるとか、なかなか達成できないとかあるかと思うんですけど、全体としてはどんなですか。

○大衛企業立地課長 例えばなんですけれども、立地認定してから5年間ということになりますので、どうしても直近で操業したところは目標どおり行ってない、ところが、5年前に操業されたところはかなり増えている状況でございます。例えば、平成27年度に47件の立地を認定しておるんですけれども、そのうち目標として、最終雇用予定数が1,894人という予定者数に対しまして、今年、実際に私たちが確認した数字と

しましては、1,840人ということで、進捗率97.1%と、平成27年度につきましては、ほぼ予定どおり雇用していただいています。ところが、企業の状況で数字の乖離が大きい年もありますし、例えば、今年のような、コロナといったような状況がありましたら、また大きく影響してくるのかなと心配しているところでございます。

○前屋敷委員 その検証はきっちり進めていただきたいし、応援したり、フォローしながらでも、ぜひ、その目標の達成に向けて努力していただきたいと思います。

○武田主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、以上をもって、商工政策課、企業振興課、企業立地課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時14分再開

○武田主査 分科会を再開いたします。

これより、雇用労働政策課、観光推進課、オールみやぎ営業課の審査を行います。

令和元年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用労働政策課の令和元年度決算につきまして、御説明をいたします。

決算特別委員会資料2ページをお開きください。

雇用労働政策課は上から3段目の欄でございます。

当課の令和元年度一般会計の決算額は、予算

額11億3,833万2,000円、支出済額10億8,013万1,308円。翌年度への繰越額はございません。不用額5,820万692円、執行率は94.9%であります。

次に、雇用労働政策課のインデックスのところ、12ページをお開きください。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)労政総務費であります。

不用額は、575万3,267円となっております。

主な理由であります。県内就職促進のためのふるさと就職説明会等開催事業において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県外就職説明会が開催できなかったことにより、会場借上経費や職員旅費等が執行残となっております。

次に、13ページをお開きください。

1段目、(目)労働教育費、不用額は、135万7,203円となっております。

主な理由であります。働きやすい職場環境づくり整備事業において、広報費の節減等を実施したことによる執行残等であります。

次に、下から4段目、(目)職業訓練総務費であります。不用額は、182万5,860円となっております。

主な理由であります。宮崎県技能検定センター管理運営事業において、光熱費や修繕費が見込みを下回ったことや、技能検定実施指導費において、検定合格証書作成数の減による筆耕料等の執行残によるものであります。

次に、14ページを御覧ください。

(目)職業訓練校費であります。

不用額は、4,926万4,362円となっております。

主な理由であります。離職者等の再就職を

促進するための委託訓練において、就職率に応じて委託先へ支払う報奨金が見込みを下回ったことなどにより、報償費に不用額が生じたこと、また、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、委託料に不用額が生じたことなどによるものであります。

当課の決算につきましては、以上であります。

次に、主要施策の成果について、御説明いたします。

別冊資料、主要施策の成果に関する報告書の雇用労働政策課のインデックスのところ、212ページをお開きください。

まず、産業づくりの4の(1)地域や企業を支える産業人材の育成・確保であります。

主な事業について、御説明いたします。

1段目の認定職業訓練助成事業費補助金であります。この事業では、中小企業等の授業員に対する職業訓練を行う認定職業訓練校の運営費の一部を補助し、従業員のスキルアップを支援したところであります。

その下、技能向上対策であります。これは、将来を担う若者などのものづくりへの関心を高めるため、小中学校や高校等に技能士を派遣し、技能体験教室や技能講座を行ったところであります。

また、産業を支える技能や技能士に対する県民の理解を深めるため、技能まつりを開催したところであります。

次に、213ページをお開きください。

県立産業技術専門校であります。西都市の本校において、高等学校卒業生以上の方を対象に電気設備科など4科で、1、2年生合わせて111人に対し、2年間の普通過程による職業訓練を行ったところであります。

また、分校の高鍋校では、中学校卒業生以上

の方を対象に建築科など3科、19人に対し、1年間の短期過程による職業訓練を行ったところであります。

そのほか、委託訓練につきましては、パソコンや医療事務、介護福祉士等の訓練コースを設け、離職者や母子家庭の母等を対象として、合計837人の方に職業訓練を実施し、県民の就職促進に努めたところであります。

次に、215ページをお開きください。

(2) 職場環境整備と就業支援であります。

2段目、若年者就職・定着サポートでは、若年者の就職相談に対するヤングJOBサポートみやざきの運営を行い、延べ4,870人が利用し、276人の方の就職決定につながったところであります。

また、若年無業者等を対象としたみやざき若者サポートステーションを、国と共同で運営し、社会性やコミュニケーション能力の不足により、働くことに困難を抱える方々、延べ9,853人の相談に対応し、111人の就職が決定したところであります。

次に、216ページを御覧ください。

改善事業、知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進であります。

この事業では、地元企業等の魅力に直接触れる機会などを提供し、高校生の県内就職の向上を図るため、就職支援員を県内3つのエリアに4人配置し、県内企業と高校の橋渡しに取り組むとともに、県内企業と高校が連携し、ものづくり分野やICT分野、商業分野において、企業の現場等を教材にした実践的な人材育成事業を実施したところであります。

また、高校2年生を対象とした企業ガイダンスや高校1年生を対象とした県内への就職・進学に向けた進路選択のための体験フェアの開催

を通して、多くの高校生に県内企業の魅力を発信したところであります。

次に、217ページをお開きください。

宮崎で暮らす働く、県内就職促進であります。

この事業では、県内外の若年者などを対象に、県内への就職を促進するため、まず、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを運営し、宮崎での生活と仕事の一体的な相談体制を行うことなどにより、133人の方の就職が決定したところであります。

また、新たに4件のUIJターン就職支援協定を締結し、県内就職に向けた協力体制を強化するなど、県内への就職促進に取り組んだところであります。

さらに、2段目の新規事業「宮崎の魅力発信」UIJターン就職促進では、若者の流失防止と転入促進を図るため、マッチング・インターンシップの場の提供を行い、40の企業がインターンシップ受け入れを行い、延べ121人の大学生等が参加したところであります。

最後に、218ページを御覧ください。

1段目、働きやすい職場環境づくり整備であります。

この事業では、労働者等からの労働相談に対応するとともに、県内企業の働きやすい職場づくりの促進を図るため、仕事と生活の両立応援宣言登録制度や、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の促進、講演会や研修会の開催や啓発パンフレットの配布等を通じ、ワークライフバランスのさらなる促進に努めたところであります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、監査における指摘事項等についてありますが、当課につきましては、指摘事項とされたものはございませんでした。

また、宮崎県歳入歳出決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

説明は以上であります。

○高橋観光推進課長 観光推進課でございます。観光推進課の令和元年度決算について御説明いたします。

まず最初に、決算特別委員会資料の2ページ目をお開きください。

当課につきましては一般会計と特別会計がございます。まず、一般会計ですが、上から5番目、観光推進課の欄を御覧ください。

予算額、9億1,647万9,000円に対しまして、支出済額は8億7,366万3,813円、不用額は4,281万5,187円で執行率は95.3%となっております。

次に特別会計ですが、下から3段目、観光推進課の欄を御覧ください。

こちらは、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計の合計額になってはいますが、予算額、6,114万2,000円に対しまして、支出済額は5,973万9,844円、不用額は140万2,156円でございます、執行率は97.7%となっております。

続きまして、資料の17ページ、観光推進課の青いインデックスのところをお開きください。

17ページでございますけれども、(目)の執行残が100万円以上のものにつきまして、御説明させていただきます。

上から3段目の(目)、観光費であります、不用額の合計は、4,281万5,187円となっております。

主なものとしまして、まず、表の中ほど旅費の不用額176万1,324円、その3つ下、委託料の不用額1,219万4,113円となっております。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、海外のセールスプ

ロモーション活動や商談会などが中止となったことによる執行残であります。

次に、その2つ下の工事請負費の不用額1,582万9,549円であります。

これは、平成30年度から繰り越した県総合運動公園内に設置するウエイトトレーニング施設整備費の入札執行残であります。

次に、その2つ下、負担金・補助及び交付金の不用額が、993万3,689円あります。

これは、みやざきMICE推進強化事業に係る県観光協会への補助対象事業費が支援する予定だったMICEのキャンセル等により減少したことによる補助金の残でございます。

なお、執行率が90%未満のものはございません。歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

資料が替わりますけれども、お手元の令和元年度宮崎県歳入歳出決算書、特別会計の5ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。ページ中ほど、歳入合計の欄を御覧ください。

調定額は、275万9,676円、収入済額、275万9,676円となっていて、収入未済額はございません。

続きまして、特別会計の8ページをお開きください。

こちらは県営国民宿舎特別会計でございます。

ページ中ほどにございます、歳入合計の欄を御覧ください。

調定額は、5,838万4,254円、また収入済額につきましては、5,838万4,254円となっております、こちら収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては、以上で

ございます。

次に、主要施策の成果について御説明させていただきます。

資料替わりまして、令和元年度主要施策の成果に関する報告書、観光推進課のインデックスのところ222ページをお開きください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興についてであります。まず、主な事業名について御説明しますが、「みやざきMICE」推進強化事業でございます。

これは、国内外からの参加者による宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が大変広く、また、地域経済への大きな波及効果が期待されるMICE誘致に、官民連携して取り組むものでございます。

本県で開催されるMICEの主催者等に対しまして、開催経費の一部助成をするほか、国内でしたら企業や大学関係者、海外であればエージェントですとか、そういったキーパーソンの招請、また、商談会出展による本県MICEのすばらしい環境のPRなどを行ってまいりました。

次に223ページをお開きください。

一番上の新規事業、個人旅行をターゲットとした観光地域づくりであります。

これは、近年、旅行スタイルの中心となっております個人旅行の誘客を進めるため、マーケティングに基づいた観光戦略づくりから人材育成、商品開発、プロモーションに至るまでの一貫した支援を行うことで、個人旅行に対応した稼ぐ観光地域づくりを県内各地で展開するものでございます。

観光地域づくりをリードする人材を観光みやざき創生塾を使いながら育成するとともに、市

町村観光協会、観光事業者等が行う新たな体験メニュー等の開発にかかる相談支援体制等を強化したり、観光客が体験メニュー等を利用しやすくなるようなクーポンをメニュー化するなど、流通促進に取り組むとともに、インターネットを通じたプロモーションを行いました。

次に、224ページでございます。

上から2つ目の、東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進でございます。

こちらはキーパーソンを活用いたしまして、ターゲットとなる国や競技団体等へ向けた誘致セールスを行ったほか、各国代表チームの視察受入れ等を行いまして、本県の優れたキャンプ環境をアピールしました。

なお、平成30年度から繰り越しさせていただき県総合運動公園内にウエイトトレーニング場を建設したところでございます。

続きまして、その下、「スポーツランドみやざき」を生かしたまちづくり推進についてでございます。

こちらは、スポーツランドみやざきの強みを生かしたまちづくりを実現するため、キャンプ地以外への周遊観光を促進する取組や、ゴルフやサーフィンなど自ら楽しむスポーツによる観光振興の取組を推進するものでございます。

市町村等が行うプロ野球キャンプ観戦者の消費拡大につながる取組に対しまして補助を行ったほか、ゴルフ、サーフィン等をテーマに、本県に就航している航空各社と連携した誘客プロモーションなどを実施いたしました。

次に、227ページをお開きください。

(2) 県境を越えた交流・連携の推進についてでございます。

南九州広域観光ルート連絡協議会負担金では、南九州3県が連携して教育旅行の誘致セールス

ですとか、香港でのレンタカードライブ旅行のプロモーションや、イギリスの旅行メディアを活用した情報発信を行っております。

主要施策の成果に関する報告書の説明は、以上でございます。

最後に、別冊資料であります令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の42ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計につきましては、一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、今後とも、指定管理者と十分連携を図りながら、利用者の確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる、との意見が付けられているところであります。

こちらは現在は休業しており、当面の営業再開は困難と考えておりますが、来年度には次期指定管理者へと業務が引き継がれる予定ですので、新たな管理・運営体制の下、一丸となって国民宿舎の改善に今後とも努めてまいりたいと考えています。

なお、資料にはございませんが、監査委員の監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

当課からの説明は以上でございます。

○平山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の令和元年度の決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

オールみやざき営業課は上から6番目の欄にあります。

令和元年度の予算額は、6億6,930万8,000円、支出済額は、6億4,015万6,112円、不用額は、2,915万1,888円、執行率は、95.6%であります。

次に、資料20ページ、オールみやざき営業課のインデックスのところをお願いいたします。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)計画調査費であります。不用額が852万7,721円となっております。主なものは外国人材受入環境整備事業の委託料でありまして、令和元年10月に開所した、みやざき外国人サポートセンターの運営経費について執行残が生じたものであります。

次に、21ページを御覧ください。

上から6段目の(目)貿易振興費であります。不用額が555万8,347円となっております。

これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外事務所での活動経費や職員旅費について執行残が生じたものであります。

次に、5段目の(目)物産振興費であります。

不用額が1,354万3,913円となっております。これはふるさと宮崎応援寄附金拡大事業において、ふるさと納税寄附金が見込みよりも下回ったため、返礼品発送事務等の委託料に執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、22ページを御覧ください。

上から7段目の(目)観光費であります。不用額が127万4,249円となっております。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定していた首都圏でのイベント等が中止となったため、委託料や職員旅費などに執行残が生じたものであります。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

報告書のオールみやざき営業課のインデックスのところ、228ページをお開きください。

人づくりの1の(1)国際化への対応についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表を御覧ください。

まず、外国青年招致であります。

これは、イギリス、シンガポール、韓国から各1名の国際交流員を当課に招致しまして、県民との各種交流活動や通訳・翻訳等の業務を実施したところであります。

続きまして、229ページを御覧ください。

一番上の多文化共生地域づくり推進であります。

これは、地域住民と外国人住民とが、共に地域社会の一員として協力しあう、多文化共生社会づくりを進めるため、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託し、普及啓発事業として広報紙等による情報提供のほか、外国人住民支援事業として、防災講座等を実施したところであります。

次に、230ページをお開きください。

表の2番目、少年少女国際交流であります。

これは、本県と韓国及び香港の小中高生との交流等を通じて、お互いの伝統・文化などの理解を促進するとともに、国際感覚豊かな人づくりの推進に取り組んだところであります。

次に、表の3番目、新規事業、協定締結都市等との交流促進であります。

これは、本県と交流協定を締結している台湾新竹県及び桃園市等との交流を促進し、さらなる交流拡大、本県の魅力発信、若者の人材育成に取り組むことで、観光誘客の推進に取り組んだところであります。

続きまして、231ページを御覧ください。

一番上の新規事業、ブラジル宮崎県人会創立70周年記念であります。

これは、ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典に参加し、本県とブラジル宮崎県人会との

親善を深めるとともに、ジャパンハウスサンパウロにおいて、県産品のPR等を実施したところであります。

次に、232ページをお開きください。

一番上の新規事業、外国人材受入環境整備であります。

これは、出入国管理及び難民認定法の改正により、新たな在留資格が創設されたことに伴い、外国人材の円滑な受入れ・共生を図るため、生活・就労等に関する情報提供・相談を行う一元的な相談窓口として、みやざき外国人サポートセンターを設置・運営するとともに、外国人住民のニーズ等を踏まえ、日本語教育環境の総合的な体制を整備したところであります。

次に、235ページをお開きください。

産業づくりの2の(2)商業・サービス業の振興についてであります。

まず、表の一番下、グローバルネットワーク拡充であります。

これは、上海及び香港に海外交流駐在員を、また、台湾に貿易アドバイザーを設置して、貿易・投資等に関する情報収集や県内企業の海外活動の支援、本県への観光誘客の促進などに努めたところであります。

次に、236ページをお開きください。

表の2番目、県産品海外販路拡大促進であります。

これは、宮崎県物産貿易振興センターやジェットロ宮崎貿易情報センター等との連携により、県内企業の海外における販路拡大活動を支援するとともに、海外食品見本市への出展や、プロモーション等を実施し、企業の海外展開や県産品の輸出拡大を図ったところであります。

次に、表の3番目、新規事業、世界市場を目指す！みやざきSHOCHUブランド構築では、

焼酎出荷額及び輸出額を増加させ、焼酎産業及び関連する地域産業の振興を図るため、焼酎のブランディング・魅力発信のためのプロモーションや焼酎産業を支える生産体制の強化等に取り組んだところであります。

続きまして、237ページを御覧ください。

一番上の改善事業、拓け！海外市場ビジネスチャンス創出であります。

これは、海外現地の輸出専門家をグローバルサポーターとして配置し、世界中の有力バイヤーが集まる海外の食品見本市での本県ブースの設置や現地の食品関係のバイヤーの招聘等を通じて、海外有力バイヤーとの商談の機会を創出し、県内企業の海外への新たな販路開拓支援に取り組んだところであります。

次に、表の2番目、県産品販路拡大・販売促進では、県物産貿易振興センターに委託して、首都圏等で行われる大規模商談会への参加や、物産展の開催、新宿みやざき館やみやざき物産館のアンテナショップを活用した展示・販売等を通じて、県産品のさらなる認知度向上や販路拡大を図ったところであります。

次に、239ページをお開きください。

3の(1)観光の振興についてであります。

表の改善事業、ひなた宮崎情報発信強化であります。

これは、本県のシンボルキャラクターみやざき犬を活用したPR活動及び首都圏メディアや新宿みやざき館の機能を活用したPRイベントなどに取り組んだほか、みやざき大使やみやざき応援隊に対し、SNSや口コミ等による情報発信を促すため県産品や観光地等の情報提供を実施し、本県の魅力や旬の情報を全国に向け発信したところであります。

主要施策の成果につきましては、以上であり

ます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

オールみやざき営業課からの説明は以上であります。

○武田主査 説明が終了いたしました。

まず、雇用労働政策課について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、観光振興課に関する項目で質疑はございませんか。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、オールみやざき営業課に関する項目で質疑はございませんか。

○日高委員 成果報告書の236ページ、焼酎についてです。世界市場を目指すということで、新規事業ですが、決算額が2,400万余ということで、レクチャー試飲会、それからドイツのテスト販売、それぞれ将来に向かっての感触というのはどんなですか。

○平山オールみやざき営業課長 まず、アメリカでのレクチャー試飲会につきましては、ロサンゼルスサンセットマーキスホテルという高級ホテルでレクチャー試飲会を行いまして、ホテルの招待者が約50名、蔵元としましては落合酒造場、京屋酒造、柳田酒造に出展していただき、焼酎の飲み方をカクテルも含めて、ディナーとテイastingということで3蔵で9銘柄を出したところであります。

また、ニューヨークでは現地バーでのレクチャー試飲会ということで、2月に現地のパーティー40名、こちらには京屋酒造、霧島酒造、黒木本店、小玉醸造、宝酒造、柳田酒造、渡邊酒造場に、焼酎カクテルと焼酎試飲会ということ

で7蔵20銘柄を出したところであります。

アメリカではウイスキーなどの蒸留酒の認知度がかなり高く、現地で焼酎を飲まれているのは日系の方ですが、この機会にアメリカの若い女性の方にも試飲していただいて、新たな飲み方として非常に好評を得ているところでございます。

また、ドイツでは焼酎の認知度向上ということで、デュッセルドルフの日系の小売店で、2月から3月にかけてテスト販売と試飲会を行っております。そちらでも焼酎を知っている方もいらっしゃるんですが、説明してもまだまだぴんとこない方もいらっしゃるということで、カクテルに使えるような飲み方をしたときには、梅酒のようだとか、ほかのお酒と比べて味が微妙だとか、あとは全体的に麦焼酎のほうが好評だったというようなコメントだったと報告を受けています。

また、九州経済産業局がフランスでK u r a M a s t e rということで、県内から3つの焼酎を持っていきまして、現地に送ってオンラインで蔵元と現地バイヤーとの商談も行ってありますし、また、今年度は九州貿易振興協議会がアメリカでもオンラインで商談を展開することを考えています。

○日高委員 私は飲めれば何でもいいので、あまり焼酎に詳しくないんですが、1つ教えてください。日本での酒と焼酎の占有度はどれくらいの比率になるんですか。

それと、今の段階で焼酎は酒に比べると世界での知名度はだいぶ劣っているのかなと思ってはいるんですけど、今後の戦略として酒にどうやって立ち向かっていくのか、その辺の将来展望をお聞かせ願いたい。

○平山オールみやざき営業課長 本格焼酎の出

荷量といたしましては、宮崎県は6年連続で全国1位ですけれども、まだまだ酒に比べると出荷量が少ない状況でございます。全国の割合ということで、消費動向を調べますと、酒類に関する国民ニーズ調査というのがございまして、男性では焼酎は48.3%の方が、清酒は29.3%の方が飲まれているという形にはなっております。一方で、女性はビールが50.5%、酎ハイが43.3%に対して、焼酎は23.5%ということで、男性の場合は焼酎というのは半分くらいの方が認知されていて飲まれていますけれども、女性につきましては、ビールや酎ハイ等のほうがウエイトが大きい形になっております。

焼酎の輸出については、平成30年度の実績で3億5,700万円となっております。主な輸出先が中国、アメリカ等となっております。ただ、日本産の酒類の費目別での比率なんですけれども、輸出額が618億円という中で、清酒が222億円と最も多く、ウイスキーが150億円、ビールが129億円という中で、焼酎は15億円となり、比率としましてはかなり低い比率になっており、まだまだ世界での認知度は低いということでございます。また、世界の蒸留酒の市場というものが約20兆円あるということでして、そのうちウイスキーが36%、ウオッカが25%、ブランデーが13%といった形になってございまして、焼酎はかなりウエイトが低い状況になっております。

○日高委員 ありがとうございます。

考えたら、焼酎は競争相手があまりいないんですよ。宮崎県、鹿児島県の南九州が中心となるので。宮崎が6年連続トップということで、ぜひ海外に向けて頑張ってもらいたいと思います。この事業は新規事業ですよ。ぜひもうちょっと踏ん張っていただいて、新しい販路を拡大してもらいたいと思います。それと併

せて、晩酌ですね。一日をこれで終わるんだという日本人的な区切りですよ。この文化を焼酎に乗せて、世界に広げていってもらいたいという気持ちもあります。そこ辺もまたいろんなところで検討していただきたいと思います。

○山下委員 今、焼酎の話が出ていますから、私も状況を話をしておきたいと思うんですが。国内消費がだいぶ落ちてきたのかなという思いなんです。去年からかなり焼酎の消費が落ちてきているものですから。焼酎は原料甘蔗と米で造るわけですからね。霧島酒造との契約で約3,000ヘクタールぐらい甘蔗の作付けがあったと思うんですが、これが2割から3割カットなんですよ。やっぱり焼酎の売れ行きが本県経済、第一次産業にも影響を及ぼしているなという思いなんです。国民の消費動向も酒やワインにシフトして、今はどちらかと言うとハイボールの時代ですよ。その辺の流れが今できつつあるので、これを変えていこうとした場合に、どうしたらいいのか。焼酎文化をもう一回盛り返していこうとなると、やっぱり新たな知恵を出さないとけないと思うんです。答弁は要らないので、ぜひよろしくお願いします。

それから、ブラジルの県人会の報告がありましたが、私も昨年行かせていただきまして、本当にいい経験をさせていただきました。感じたことは、移住された方で早い人たちは明治の時代から100年ぐらい経っているそうです。やっぱりブラジルの歴史を作ったのは日本人だなど、そういう思いなんですよ。第一次産業初め、様々な産業に取り組みながら、ブラジル経済を支えたのは日本人魂だろうと思うんですよ。日本人独特の勤勉、勤労、こういう精神が温暖なブラジルという中で息づいてきたから、ブラジルで日本人の、特に宮崎県人会もそうなんですが、

これだけの歴史を作ったんだなという思いになったところでした。

だけど、だいぶ高齢化が進んでおりまして、四世の子どもたちが生まれてきている状況です。ブラジル、アルゼンチンもですが、いわゆる世代交代とともに、宮崎県人会としてさらに継続していくためには、しっかりとサポートして世代交代していかないといけないのかなということを感じました。そして、三世、四世になるとほとんど日本語が喋れない人たちも増えますし、その辺の新たな取組も考えていかないといけないのかなと思ったところでした。

それが1点と、この宮崎県人会はどれくらいあるんですか。

○平山オールみやざき営業課長 宮崎県人会は海外には19ございまして、国内には15ございます。

○山下委員 海外の国はわかりますか。

○平山オールみやざき営業課長 海外のほうは、ブラジルのほかに、アルゼンチン、パラグアイ、アメリカ、カナダ、マレーシア、シンガポール、中国、台湾、イギリス、インドネシア、韓国、タイ、ベトナムでございます。

○山下委員 私は若い頃にアメリカのロスの県人会に行ったことがあったんですが、そこはまだありますか。

○平山オールみやざき営業課長 アメリカの県人会につきましては、*サンフランシスコとワシントン、ハワイ、ニューヨークにございます。

○山下委員 それで、留学生の受入れや研修生の受入れをやっていると思うんですが、県人会でそれに取り組んでいる実績が何か国ぐらいあるの。

○平山オールみやざき営業課長 留学生につきまして、平成30年度に受け入れていますのがブ

ラジルとミャンマー、技術研修員としましてはミャンマーとベトナム、あと県費留学生としてブラジルで受け入れておりまして、これまで県費留学生は89人受け入れておりますが、全てブラジルからということになっております。また、海外技術研修員につきましては、これまで221人受け入れておりまして、28か国から、ブラジルが87人、モンゴルが15人などとなっております。

○山下委員 分かりました。要は、それだけ交流をやっているんだったら、実績というか、宮崎県の経済効果として、何か形に残ってきているのかないつも思うんですが、何かそこ辺の取組について、皆さん方がさらに取り組みたいことがあれば教えてください。

○平山オールみやざき営業課長 県費留学生、また海外技術研修員につきまして、本県で受け入れて就学の機会を提供することで、将来のブラジル宮崎県人会を担う人材の育成を図ると。また、県人会の関係強化ということで、宮崎の技術を学んでいただいて、本国に帰っていただいた後に、学んだ技術を地域の発展に生かしていただきたいということで取り組んでおります。

また、海外技術研修員につきましても、専門技術にかかる研修、就学の機会を提供し、研修員と県民との交流を通じまして、県民の国際理解を図るとともに、研修員には学んだ技術を母国に持って帰っていただいて、母国の技術発展に貢献していただきたいということで取り組んでおります。一方で、宮崎に来られている間も大学等で県内の学生と交流される中で、元々の母国の技術とかも交流がございますので、そういった形で宮崎県の技術進展、発展にも貢献しているものと考えております。

それと、先ほどアメリカのロサンゼルスです

※次のページに訂正発言あり

が、アメリカ宮崎県人会本部自体がロサンゼルスにございますので、まだ継続しているということでございます。失礼しました。

○山下委員 分かりました。

○武田主査 暫時休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時4分再開

○武田主査 分科会を再開いたします。

その他質疑はないでしょうか。

○坂本副主査 海外展開事業について、昨年度の主な実績の内容を見ますと、海外の交流先、出展先で香港がたくさん出てきており、本県は現地に事務所があるということで、海外展開において重要な場所だと思うんですけども、この1年間の香港情勢の変化に伴って、今後の本県への影響、それから市場の変化、それから戦略の見直し等について、商工観光労働部としての見解を教えてくださいたいのですが。

○平山オールみやざき営業課長 香港につきましては、事務所を置いておりまして、香港での取組等も重点的に行っているところでございます。平成31年度に香港で行った事業としましては、レストラン&バー香港という食品見本市に9月3日から5日までブースを出展しまして、かぐらの里やネオフーズ竹森、都農ワイン、地頭鶏ランド日南等の4社7名が商談を192件行い、成約2件、成約見込み商談継続5件ということで成立したところでございます。

御指摘がありましたように、昨年度はこういった形で商談会等ができたんですけども、今年度につきましては、香港での取組が延期や中止となっております。なかなか現地で商談会ができない状況となっております。そのような中、県としましてはオンラインでの取組に着目して

おりまして、現地に事務所もございますので、現地の事務所のスタッフが現地のバイヤーと、今申しあげましたような輸出に取り組んでいる宮崎の企業をつなぎまして、遠隔での商談によって輸出を促進する、販路拡大を促進するというような取組を行いたいと考えております。

また、県ではジェットロと連携しまして、EC——エレクトロニックコマースサイトの取組を行っておりますので、香港に限らず、中国も含めて、大きなECサイトがあるところにつきましては、ジェットロと連携してバイヤーの方と面談も幾つか今行っているところです。成約すればそういった海外の大きなECサイトに本県の県産品が掲載されて、そちらでの販路拡大ですとか販売促進につながるものと考えております。

○坂本副主査 すみません、質問の仕方が悪かったかもしれませんが、政治情勢の変化に伴う影響というのはどのようにお考えかという質問なんですけれども。

○平山オールみやざき営業課長 失礼しました。政治情勢につきましては、確かに交流もできない状況になっておりまして、また、そういった形で民間の交流が止まっている状況なんですけれども、貿易につきましては現地のほうで実際に事務所で活動しておりまして、現地のバイヤーですとか、そういった方々は通常どおり業務をされており、政治情勢よりも、コロナの影響で航空貨物が停滞しており、なかなか送りたくても送れないというようなことでございます。あと、新型コロナの関係で現地業者の方の売り上げが停滞している関係で、県からもなかなかそちらのほうに販路が拡大できないような状況になっております。

国際交流という点での影響のほうはどちらかということ大きくて、これまで香港の中高生等と

の交流活動などに取り組んでいるんですけれども、政治情勢の悪化が原因で、例えば昨年につきましては、香港から日本には来ていただけなんですけれども、日本から香港に行けない状況でございますし、今年度につきましても引き続きそういった交流活動ができない状況となっております。

○坂本副主査 分かりました。

○前屋敷委員 229ページの外国人留学生等就職促進ということで、これは昨年度からの事業なんですけれども、参加企業数がまだ非常に少ないので、これからもっと発展させていかれる事業だと思います。ヒヤリング企業数は30社ということで、いろいろお話を持ちかけているんですけど、どのような感触ですか。その辺を聞かせてください。

○平山オールみやざき営業課長 昨年度の外国人留学生等就学支援では、ヒヤリングを30社行い、また、留学生と企業のセミナー及び交流会では、宮崎大学などの留学生73名の方との交流を開催し、そのときに参加した6企業は、宮崎交通や宮崎ビルサービス、宮崎山形屋、マスコ、フューチャー・ジャンクション、教育情報サービスに参加していただいております。この参加企業数を増やすということは、今後本県での留学生の就職を促進する上で非常に重要なことだと考えております。外国人留学生については、大学生と専門学校生で平成31年度に575名来られております。そういった中で、本県で就職されている方が、平成29年度ですと11名だったのが、平成30年度には29名ということで、18名増えている状況でございます。今後ますます宮崎での就職を希望される留学生は増えてくると考えておりますので、このヒヤリング企業数を増やしたり、また、マッチングのための参加企業数

を増やすような取組を進めていく必要があると考えております。

なお、令和2年度からは雇用労働政策課で所管することとなっております。

○前屋敷委員 ぜひこの辺にも力を入れてほしいと思います。

それともう1点、235ページの宮崎工芸品販路開拓支援事業ですけど、全国と言いますか、東京、京都、福岡、鹿児島が主だっていますが、1年間で11回ほどそういう会場を設けてPRをしている。そのわりに、予算としては非常に少ないかなとも思うんです。宮崎県には様々な工芸品などがありますけれども、そういったものを十分紹介できているのか。業者の皆さん方は大いに期待をしている事業じゃないかなと思うんですけど、その辺の状況をお聞かせください。

○平山オールみやざき営業課長 工芸品につきましては、こちらに書いてございますように、東京と横浜で2回、東京では8社出展しまして、244万2,000円の売り上げということになっております。一方で、横浜のときには7万8,000円ということになっておりまして、また、福岡で行った際には11社で4回ですが、806万5,000円、鹿児島でも2回行いまして279万8,000円の売り上げとなっております。出展する事業者につきましては、出展費用と売り上げの見合いもございしますが、期待されて出展されていると思います。あとは、宮崎空港で9日間、25社出展しましたが、464万7,000円の売り上げということで、こういった工芸品につきましては、消費者の方が直接御覧になって、手に触れて、購買意欲を高めていただいて買っていただく展示販売会というのが、非常に重要な取組だと考えております。

今後につきましても、こういった展示販売会

を促進していきたいと考えているところではございますが、新型コロナの関係で今年度も展示会ができない状況でして、宮崎空港での展示会自体もできていないため、かなり工芸品の製造販売業者の方々は打撃を受けていらっしゃると思います。今後もこの取組を強化していきまして、本県の工芸品を販路拡大、また販売促進に努めていきたいと考えております。

○**前屋敷委員** 今年には特にコロナの状況でなかなか開催できていないというのもあって、今後期待される動きがあらうかと思えますけど、やはり県も、もっと支援を強めていただきたいなと思いますので、お願いします。

○**武田主査** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**武田主査** それでは以上をもって、雇用労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。暫時休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時25分再開

○**武田主査** 分科会を再開いたします。

説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

商工観光労働部の決算全般について、何か質疑はありませんか。

○**前屋敷委員** 総括というより、聞き漏らした部分ですけども、雇用労働政策課にお願いしたいんですが、218ページの働きやすい職場環境づくり整備という県単事業の実績内容に仕事と生活の両立応援宣言ということで、登録事業者数が1,227件とあるんですけど、これは事業所数とみていいんですか。

○**兒玉雇用労働政策課長** 委員の言われるとおり、事業所数ということでございます。

○**前屋敷委員** その応援宣言の中身なんですけれども、具体的に幾つか事例を挙げていただきたいのですが。

○**兒玉雇用労働政策課長** 例えば、育児休暇を取りやすい事業所を目指しますとか、有給休暇の取得を何日以上にしますとか、事業者のほうで、それぞれ御自分の中で何かを進めていこうという目標を立てていただいて、それを登録するというものでございます。

○**前屋敷委員** 今、事例を挙げていただいたのは、事業所側からメニューを出すということなんですけれども、そこで働いておられる従業員の皆さん方からのいろんな要望に基づいて中身を決めるものも含まれるんですか。

○**兒玉雇用労働政策課長** それはそれぞれの事業所がどのようなやり方をされているかということだと思んですが、そこについては私どもは関知しているわけではございません。ただ、この登録事業所になると、県から登録事業所として認定しましたということで認定証をお送りして、企業で飾っていただくようお願いしていますので、従業員の方にも、自分の会社はこんなことをやっているんだと、会社の取組としてそういう方向を目指しているんだというようなことは明示できているかと思えます。

○**前屋敷委員** 働きやすい職場づくりというか、働き方改革の一環でもあらうかと思うんですけども、やはり働き続けられる企業、職場ということにもつながってくるわけで、従業員の方々にPRすることも大切なんですけれども、やはり相互の関係をもっとよくするとかそういうアドバイスを県からしていただき、事業所間での情報交換みたいなものにつながっていくと、相乗効果も期待できるのかなと思ったところで、大変いい取組だと思いますので、ぜひ発展

させていただきたいなと思います。

○兒玉雇用労働政策課長 ありがとうございます。現在この両立応援宣言のほかに、さらにレベルアップした働きやすい職場、「ひなたの極」というのを行っております、こちらは実際に県が審査項目を設けておりまして、その85%をクリアしないと認証されない制度になっております。昨年度末現在では20事業所、現在さらに増えておりまして24事業所ありますけれども、そういった事業者の取組を両立応援宣言登録事業所向け研修会の中で発表していただいたりとか、そういったさらに一步踏み込んだ働きやすい職場である「ひなたの極」のほうに向かって、両立応援宣言事業所が進んでいくように誘導等も行っているところでございます。

○山下委員 216ページの知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進について、これは実際取り組まれてもう4年ぐらいになるんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 高校生の県内就職応援事業でございますけれども、こちらは本格的に取り組んでおりますのは、平成28年度からとなっております。その理由といたしまして、本県の県内就職率が2年連続で全国最下位になった時期でございまして、当課に教育委員会から職業系の先生に来ていただいて、教育委員会と連携できるような形で事業を組んできておるところでございまして、本格的にこの高校生対象の県内就職の定着に向けた事業に取り組んでおります。

○山下委員 今言われたように教育委員会等の連携なくしてこれはできないと思うんですが、皆さん方の手応えですよ。都城市には実業系の高校が多いものですから、質問に取り上げたこともありました。支援員を派遣して、地元企

業を紹介することによって、親もこういう企業があったのかと知らない部分が多かったということで、いろいろその評価は私も期待してきたところなんです。これをやった実感、手応え、その辺をちょっとお聞かせいただくとありがたいです。

○兒玉雇用労働政策課長 県内の就職率そのものは若干上向きでございまして、平成27年3月の卒業生が最低で54.0%でございました。平成28年3月からは毎年上回っておりまして、平成28年3月の卒業生については、54.8%。これでも国内最下位でございました。平成29年3月が55.8%で46位。平成30年3月卒業生が56.8%で45位。昨年3月の卒業生が57.9%で44位ということになっておりまして、上向きの状況にあるため、重要な事柄だと思いますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○山下委員 宮崎県は我々も気づかないんですが、住みやすさ日本一とか暮らしやすさ日本一というデータが出ているんですが、今回もいわゆる物価指数の低さ、これも日本一というのが昨日のテレビで報道されておりました。なぜもう少し定着しないのかなという思いなんです、私はやっぱり県民所得がワースト3番手くらいにあるだろうと思うんです。ではどうやって企業所得を上げていくのか、これがリンクしていかないと、賃金が低いのであれば、住みやすさや暮らしやすさだけでは、なかなか魅力がないと思うんですよ。やっぱり企業とも連携して少しでも賃金を上げていく取組を進めていかないと、どうしようもないと思うんですよね。皆さん方がこれだけ事業費を投入しながら定着に向けて動いているのであれば、企業側と初任給をひっくるめた賃金ベースのあり方、その辺の協議ってというのはどのような目標を持ってやって

いるのか。ちょっと聞かせてください。

○兒玉雇用労働政策課長 経済団体とかそういうところと話す機会がございます。まずは、初任給などの問題については、本県の場合、企業の体力がまだ十分でないというところもありまして、そこは大幅に引き上げていくことは難しい状況ではあります。その中で今年は10月の初旬から施行されることになっておりますけれども、最低賃金も改正されておまして、本県は790円から793円になっていて、これまでは全国最下位レベルで同じ県が並んでいる状況でしたが、今回は1円ですが、792円というところがありまして、一応その上にくるような形になっております。これは経済団体とか労働団体とかそういうところが入っている労働局の諮問会議の中で決めていくんですけれども、やはり賃金を上げていかないと労働者の確保は難しいと考えられた上での結果ではないかなと思っております。この点は、なかなか事業所側の言い分もありますので、難しいところもありますけれども、部内でも関係の課と協議をしながら、経済団体、あるいは労働団体、そういったところともいろいろ話し合いながらいい方向になるように進めてまいりたいと考えております。

○山下委員 お願いなんですけど、私も子供が3人おって、みんな宮崎県にいるんですが、30代になって、子供が2人から3人いて、家も持つ、車もローンがいる、そして、子供の教育費も必要となってくる。そうすると、夫婦共稼ぎして、20万円から25万円は手元に残らないと生活ができないと思うんですよ。そのような世帯がどれくらいあるのかなと思うんですけれども。やはり安定した収入ということで、ぜひ30代、40代の人たちの平均給与を上げていく、それが安心につながるわけですから、調査をしていただ

いて、30代、40代での安定した所得が得られるような数値目標を設定してくれるとありがたいなと思うので。そういう調査はないんですか。30代くらいの平均所得について、何かデータは出ていませんか。

○兒玉雇用労働政策課長 今、手元に賃金のデータは持ってはいないんですが、賃金のデータに関しては様々なところを出しておりますので、県内の例えば平均所得はどれくらいであるとか、あるいは年齢でどうだとか、そういうところについてはデータとして把握されていると思えます。

○山下委員 よろしくお願ひします。

○兒玉雇用労働政策課長 国のほうで賃金構造基本統計調査というのをやっております。これは平成30年のデータでございますけれども、男女計で決まって支給する現金給与額——これは年間でございますけれども、月25万5,300円という形になっているところがございます。これは年齢によって区分がございまして、例えば35歳から39歳の間の男女ということであれば、27万円というような形になっています。

○山下委員 それは可処分所得ですか。

○兒玉雇用労働政策課長 今のは、決まって支給する現金給与ということでございますので、所得税と社会保険料等の控除前の金額ということになります。

○山下委員 要は、可処分所得なんです。やっぱり可処分所得でどれくらい余裕があるのか。できればそこ辺もデータを作っていただいて、暮らしやすさが幾らあっても、住みやすさがあっても、やっぱり安定した収入が1番大事ですから。高卒となると、高学歴じゃないわけですから、そういう人たちを地元に残めたいのならば、そこに対する所得を少しでも。技術職が中心で

すから、やっぱり民間企業との連携をしっかりと取っていくことは大事だろうと思うんですね。

○兒玉雇用労働政策課長 委員のおっしゃること分かりました。当課といたしましては、労働者側の生活をよくしていくという立場に立っているところでございますので、そういった御意見を反映させてまいりたいと思っております。

○外山委員 今の議論を聞いて、確かに所得向上も大事だし、もちろん大きい目標なんです。しかし、その反面、体力がない企業にとってはむやみやたらに賃金が上がると、逆に失業を生むんです。分かりますか、気を付けないと。これは経済状況や企業体力と相まって進めていかないと、5人雇うところを3人しか雇わないという状況が起きることもある。地方によっては、むしろ逆に、失業者を生むこともあるんです。だから、企業体力も上昇とうまくリンクしてあげていかないと、単純に上げればいいというもんじゃないというところを少し頭におきながら皆さん進めてもらいたいと思います。もちろん最終目標は所得が上がって、暮らしがよくなれば1番いいと誰もが思っていることだけど。非常に難しいと思います。

○松浦商工観光労働部長 外山委員のおっしゃるように、これは難しい問題です。総論として、いろいろお話を伺って経済団体なり企業に対して、基本的には要請していく立場ではあります。企業の中でもやっぱり業績がどんどん伸びていて、雇用の意欲の高いところ、それからちょっと経営が伸び悩んで、雇用についてはしばらく様子を見るなど様々な状況がありまして、これも分野によって差があります。だから、一律に取り組むわけにはいきませんので、1つにはそういう雇用意欲の高い、伸びていく企業をでき

るだけ増やしていく、中核企業を増やしていくという取組でございます。

それから、賃金がそれほど高く出せないところも結構ありますので、そういうところは働きやすい環境をどう作っていくかというところに今は注力しようかと、そういう前向きにしっかり受け止めてくれる企業をどれだけ増やしていくのかというところが1つ大事なかなと思っております。

そういう中で、企業の勤務条件なりそういったものもある程度オープンにしていこうというふうな動きをしております、割と給料とかも高く出しておられる企業もおられます。そういったところをしっかりと紹介していくのも1つの取組だろうと。そういう中で、県内を高校生なりがちゃんと見ていける、見てくれるという環境も作っていききたいなと思っております。

それから、ちょっと少し話がずれるんですけども、今回のコロナの関係で特にIT関連の業種は、東京に住まなくていいという雰囲気広がっているようでして、そういった方々に宮崎で勤務していただくとか、事業を起こしてもらおうという流れも出てくると思います。先々の産業をどうつくるのかというようなことを含めて、経済界と一緒に考えていけるような形を作ってまいりたいと思っております。

○山下委員 やっぱり若者に夢を与えて、子供を少しでも生んでもらうためには、生活の安定しかないんですね。だから、そのことをしっかりと夢を実現させる若者が地元に着定するのであれば、家庭を作っていく夢というのを実現させていくためには、やっぱりある程度の収益がないといけないわけですから。北陸3県では90%くらい、地元着定が進んでいるわけですから、それは企業も安定しているでしょうし。その辺

のことをしっかりと学びながら政策をやっていたとありがたいと思います。

○前屋敷委員 関連してですけれども、一言だけ。

賃金が上がるということ、経済的に安定することがやはり宮崎で若い人たちが暮らしていくうえで大前提だというふうに、これまでもいろんな論議をしてきた中で、やっぱり行き着くところはそこだったんですよ。しかし、宮崎には大企業はない、中小企業がほとんどですけれども、経済の問題も含めて、やはりその中小企業をどう支えるか。そこはやはり国の施策と相まって、そこを進めていかないと、企業任せ、企業責任で雇用や賃金を引き上げろというわけには私はいかないと思うんですよ。ですから、そこのところはやっぱり国の政策もしっかり引き出しながら、そういう手当ても同時に進めながら底上げをしていくところが必要かと思しますので、そういった声もしっかり国に伝えていくことが大事かというふうに思います。

○武田主査 ほかにないでしょうか。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時49分再開

○武田主査 分科会を再開いたします。

それでは、明日1日の分科会は午前10時に再開し、県土整備部の審査を行うことといたします。その他で何かありませんか。

以上をもって本日の分科会を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後4時49分散会

令和2年10月1日(木曜日)

午前9時57分再開

会議に付託された議案等

○議案第19号 令和元年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

出席委員(7人)

主	査	武田浩一
副主	査	坂本康郎
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		日高利夫
委員		田口雄二
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	明利浩久
県土整備部次長 (総括)	吉村達也
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	西田員敏
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	石井剛
高速道対策局長	廣松新
部参事兼 管理課長	斎藤孝二
用地対策課長	伊豆雅広
技術企画課長	境光郎
工事検査課長	杉本一隆
道路建設課長	国府紀夫
道路保全課長	有馬誠

河川課長	小倉弘康
ダム対策監	平島充治
砂防課長	小牧利一
港湾課長	平部隆典
空港・ポート セールス対策監	大浦浩一郎
都市計画課長	横山義仁
美しい宮崎づくり 推進室長	梅下利幸
建築住宅課長	金子倫和
営繕課長	巢山昌博
設備室長	日高誠
高速道路対策局次長	多田昌志

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

○武田主査 分科会を再開いたします。

それでは、県土整備部の審査を行います。

まず、部長より令和元年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○明利県土整備部長 県土整備部であります。

当分科会で御審議いただきます令和元年度決算の認定につきまして、その概要を御説明いたします。

提出しております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

初めに、主要施策の成果につきまして、宮崎県総合計画の分野別施策体系表により、御説明いたします。

表は、左から、分野、将来像、施策の柱となっております。

まず、1つ目の分野、くらしづくりについてであります。

右の将来像の一番上の自然との共生と環境にやさしい社会では、県民との協働による河川・海岸の環境保全活動を推進し、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところでありませう。

将来像、2段目の安心して生活できる社会では、市町村や県民との連携による美しい宮崎づくりを推進するため、景観計画の策定や景観形成活動へ支援を行うとともに、沿道修景美化の推進や、都市公園等の整備による良好な景観と調和した地域づくりを進め、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、街路整備などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、地域交通の確保に努めたところでありませう。

さらに、将来像、3段目の安全な暮らしが確保される社会では、緊急輸送道路の防災対策や河川の改修、急傾斜地の崩壊対策など風水害等の自然災害を未然に防止・軽減するための施策を実施しまして、安全で安心な県土づくりに取り組みますとともに、通学路など歩道の整備や区画線、ガードレールの設置など交通安全対策の推進にも努めたところでありませう。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてであります。

右の将来像、経済・交流を支える基盤が整った社会では、建設産業の魅力を積極的に発信するため、学生を対象としました出前講座、現場見学会の実施やインターンシップ等の支援によりまして、地域や企業を支える産業人材の育成・確保を図るとともに、国道218号高千穂日之影道路の日之影側の日之影深角一平底間の2.3キロメートルが令和3年度内に開通する見通しであるなど、高規格幹線道路の整備促進や、細島港

などの重要港湾の整備等を進め、交通・物流ネットワークの整備・充実に取り組んだところでありませう。

次に、令和元年度決算の状況について御説明いたします。

別紙資料、令和元年度県土整備部決算概要を御覧ください。

まず、一般会計についてであります。

予算額、1,181億3,376万9,188円で、これに対する執行状況は、支出済額が777億5,633万6,254円、翌年度への繰越額が369億6,735万3,517円、不用額が34億1,007万9,417円でありませう。執行率は65.8%で、翌年度への繰越額を含めませうと97.1%となります。

なお、翌年度への繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整等に日時を要したことや、国の経済対策に伴います補正予算を2月県議会で予算計上し、工期が不足したことによるものであります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、公共用地取得事業特別会計であります。予算額4億3,158万455円で、これに対する執行状況は、支出済額が3億4,336万7,351円、翌年度への繰越額が8,801万2,176円、不用額が20万928円でありませう。

執行率は79.6%で、翌年度への繰越額を含めませうと99.9%となります。なお、翌年度への繰越しの理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

次に、港湾整備事業特別会計であります。予算額10億2,693万7,000円で、これに対する執行状況は、支出済額が8億7,933万4,936円、翌年度への繰越額が1億179万4,000円、不用額が4,580万8,064円でありませう。執行率は85.6%

で、翌年度への繰越額を含めると95.5%となります。

なお、翌年度への繰越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

裏面を御覧ください。次に、監査における指摘事項についてであります。

こちらに、令和元年度監査の県土整備部に対する指摘状況をまとめておりますが、指摘事項が6件、注意事項が19件、合計25件の指摘を受けております。

また、お手元の令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、2件の意見、留意事項がありました。これらにつきましては、指摘事項6件の改善状況と併せて、後ほど関係課長から御説明いたします。

以上、令和元年度の決算状況等について御説明いたしましたが、決算の詳細につきましては、それぞれの関係課長等から説明をいたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○武田主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

令和元年度の決算について、各課の説明を求めます。なお、委員の質疑は、6課の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○斎藤管理課長 管理課であります。それでは、県土整備部予算に関する資料について御説明いたします。決算特別委員会資料を御覧ください。

2ページをお願いいたします。

令和元年度歳出決算事項別明細総括表ですが、この表は決算の内容を課別に整理した

ものであります。

次に3ページをお開きください。

この表は、款項目別に整理したものであります。先ほど部長から決算の状況について御説明いたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

それでは、管理課の決算について御説明いたします。

8ページをお開きください。

表の一番下の段、管理課の計であります。令和元年度の決算額は、予算額18億6,657万1,000円に対しまして、支出済額17億9,657万461円、不用額7,000万539円でございます。執行率96.2%となっております。

次に、各会計の目における不用額が100万円以上のもの、または、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

なお、この後の各課の説明におきましても同様の説明とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

7ページを御覧ください。

表の上から、まずは3段目の(目)土木総務費であります。不用額が6,337万2,820円となっております。

不用額の主なものといたしましては、職員の給料、職員手当等の人件費で、これは、職員費で支出を予定していた人件費を、公共事務費の支出に振り替えたことによるものであります。

次に、8ページを御覧ください。

(目)建設業指導監督費であります。不用額は662万7,719円となっております。

不用額の主なものといたしましては、建設産業の未来を担う人づくり促進強化事業等の委託料や、みやざき建設産業経営力強化支援事業の

補助金におきまして執行残が生じたものであります。

決算については、以上であります。

次に、主要施設の成果について御説明いたします。

こちらの管理課のインデックス303ページをお開きください。

上から3行目、(1)の安全で安心な県土づくりに係る事業であります。

政策推進のための主な事業及び実績の表を御覧ください。

建設業指導であります。主な実績内容等を御説明いたします。

まず、建設業法に基づく建設業許可で、新規・更新等を合わせまして745件、経営受講審査で2,239件の審査を実施いたしました。

また、県内各地で建設業法に関する研修会も開催し、1,681人の参加がありました。

次に、新分野進出に取り組む建設業者に対しまして4件の補助、そして、建設事業協同組合等が行う融資への原資に対する貸付けのほか、若年技術者等への資格取得支援——これは資格試験の受験料などを補助するもので、178件の助成を行ったところであります。

また、新たに外国人技術者を確保する取組といたしまして、建設業者に支援を行い、11人の確保が図られたところであります。

次に、表の下、施策の成果等ではありますが、安全で安心な県土づくりに重要な役割を果たしている建設業者に対し、先ほど御説明いたしました支援を通じまして、法令遵守の啓発や経営基盤の強化を図ったところであります。

また、技術者等の高齢化の進展に対しまして、技術者の育成・確保が大きな課題となる中、今

後、建設産業の魅力をPRするなど、将来の建設業を担う若年技術者等の育成定着を図ろうとする建設業者へ引き続き支援をしてみたいと考えております。

次に、監査結果報告についてであります。

令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の4ページをお開きください。

3の財産管理事務に関する意見、留意事項がありますが、下から4行目の定期監査で、「公用車の法定定期点検整備の未実施や忘失損傷報告書の未提出が見受けられた」との意見であります。

この点につきましては、委員会資料の6ページにお戻りください。

(5)物品の管理の指摘事項にありますとおり、日向土木事務所におきまして、職員が車検法定点検一覧表に、点検済みと誤入力したことにより点検漏れが生じたものであります。

また、延岡土木事務所におきまして、公用車のフロントガラスの損傷及びダム管理に用いる船のエンジン損傷に対しまして報告書の提出漏れがあったものであります。

なお、これ以外の指摘事項といたしましては、5ページを御覧ください。

(2)支出事務にありますとおり、都城土木事務所におきまして、「公用車修繕手続で、支出負担行為を行わないまま請書を取り交わしたものがあつた」との指摘でございます。

これら指摘事項に対する改善策といたしましては、今後、複数職員での確認を徹底し、所内でチェック体制の強化を図ったところでございます。

管理課の説明につきましては、以上でございます。

○伊豆用地対策課長 用地対策課でございます。
当課の決算につきまして御説明をいたします。

委員会資料の9ページをお開きください。

当課の予算は、一般会計と特別会計がございますので、まず、一般会計から御説明をいたします。

9ページが一番下の段、一般会計の計の欄を御覧ください。

令和元年度の決算額は、予算額、2億5,498万9,000円に対しまして、支出済額が2億5,409万9,180円、不用額が88万9,820円となっております。目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、10ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計についてでありますけれども、決算額につきましては、先ほど部長が御説明をいたしましたので省略させていただきます。

(目)の執行残が100万円以上ものはありませんが、執行率が79.6%となっております。これは翌年度への繰越しによるものであります。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせました決算につきましては、10ページが一番下の段、用地対策課の計の欄を御覧ください。

予算額、6億8,656万9,455円に対しまして、支出済額、5億9,746万6,531円、明許繰越額、5,339万8,710円、事故繰越額、3,461万3,466円、不用額、109万748円となっておりまして、執行率は87.0%で、翌年度への繰越額を含めると99.8%となります。

次に、特別会計の歳入についてであります。

11ページが一番下の段、歳入合計の欄を御覧ください。

予算現額、4億3,158万455円、収入済額、4億3,157万9,041円となっております。収入未済額はございません。

次に、主要施策の成果についてでございます。

主要施策の成果に関する報告書の用地対策課のインデックス304ページをお開きください。

公共事業用地取得の推進であります。これは、公共事業を円滑に推進するために、特別会計において公共事業用地の先行取得を行うものであります。

令和元年度は、都市計画道路の安賀多通線防災・安全交付金事業及び中村木崎線代替地取得事業に係る用地取得を行ったところであります。

次に、監査結果報告についてであります。

委員会資料にお戻りをいただきまして、5ページをお開きください。

(3)契約事務に係る指摘事項の1段目であります。延岡土木事務所におきまして、建物等の移転補償契約について、補償金の積算の適当でないものがあつたとの指摘でございます。これは、安賀多通線防災・安全交付金事業で支障となった建物の移転補償を行った際に、給排水設備の一部が補償金の積算から漏れていたというものであります。

今後、補償調査業務の受託業者と県の双方でチェックリストによる確認作業を徹底しますとともに、写真や図面との整合を複数の職員で確認するなど、所属内でのチェック体制の強化を図ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

用地対策課は以上であります。

○境技術企画課長 技術企画課でございます。
当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の12ページを御覧ください。

一番下の段、技術企画課の計の欄のとおり、当課の令和元年度決算額は、予算額、3億3,753万2,000円、支出済額、3億3,658万3,402円、不用額、94万8,598円で、執行率が99.7%となります。(目)の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の技術企画課のインデックス306ページをお開きください。

(1)の地域や企業を支える産業人材の育成確保についてであります。

表のふるさとみやざき土木の魅力発信であります。これは、学生等を対象とした出前講座や現場見学会、インターンシップなどを開催しまして、建設産業の魅力や公共事業の役割を発信する取組を行ったものであります。

施策の成果等を御覧ください。

出前講座に参加した高校生の92%が建設産業に対するイメージがよくなったと回答しており、小中学生や高校生に建設産業の魅力や公共事業の果たす役割を伝える取組により、将来の担い手となる学生等の理解や興味が深められたと考えております。

これらの成果を建設産業の担い手の確保につなげるため、小中学生や高校生への取組を今後も継続しながら、建設産業の魅力や公共事業の果たす役割をより広く効果的に県民に発信してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

技術企画課は以上でございます。

○国府道路建設課長 道路建設課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の14ページをお開きください。

ページの一番下の段、道路建設課の計の欄を御覧ください。

令和元年度の決算額は、予算額が261億2,944万7,738円、支出済額が178億9,732万4,550円、翌年度への繰越額が80億4,254万9,000円、不用額が1億8,957万4,188円で、執行率が68.5%、翌年度への繰越額を含めると99.3%となっております。

13ページを御覧ください。

上から3段目にあります(目)道路橋梁総務費でございます。不用額が1億825万7,524円となっておりますが、これは主に直轄道路事業に係る負担金が確定したことに伴う不用額であります。

次に、下から4段目にあります(目)道路新設改良費を御覧ください。

不用額が8,131万6,664円となっておりますが、これは主に国庫補助事業が確定したことに伴う不用額であります。

また、不用額の右側、執行率が65.7%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。翌年度への繰越額を含めると99.7%でございます。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の307ページ、道路建設課のインデックスのところをお開きください。

表の中の主な事業名の欄、公共道路新設改良であります。この事業は主に国の補助金や交付金を活用して、国道や県道の改良を行う事業であります。

主な実績内容等の欄を御覧ください。道路改築の状況でございますが、一般国道では、国道219号ほか8路線、18工区の整備を行い、5,101メートルの供用を開始いたしました。

また、地方道では、飯野松山都城線ほか43路線、54工区の整備を行い、3,020メートルの供用を開始したところであります。

次に、直轄道路事業負担金であります。これは、国が直轄で整備をしている国道10号ほか1路線5工区の整備費の一部を県が負担したものであります。

この事業におきまして、道路改築のほか、交通安全対策等が実施されたところであります。

続きまして、309ページをお開きください。

施策の成果等であります。

道路建設課では、①にありますように、宮崎市中心部の渋滞緩和や物流の効率化を図るため、国道219号広瀬バイパスや県道宮崎西環状線古城工区などの整備を推進したところでありまして、令和2年3月には広瀬バイパスが完成し、宮崎東環状道路の全線が開通いたしました。

また、②にありますように、都城市周辺の経済や地域の活性化等を図るため、都城インターチェンジと志布志港を直結する都城志布志道路の一部となる県道飯野松山都城線金御岳工区の整備を推進するとともに、③にありますように、中山間地域等の産業、生活、医療を支援するため、高千穂町と五ヶ瀬町にまたがります県道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区や、諸塚村にあります国道327号佐土の谷工区などの整備を推進し、西都市から西米良村間の国道219号小春工区について、令和2年2月に供用を開始したところであります。

このほか④にありますように、高速道路の利

便性向上、防災機能の強化、工業や観光振興などの地域の活性化を図るため、国富スマートインターチェンジに直結します県道宮崎須木線の整備を推進し、令和元年10月に供用を開始いたしました。

また、⑤にありますように、国の直轄事業におきまして、国道10号などにおいてバイパス整備や防災対策事業等が進められたところでありまして、国道220号日南防災（北区間）につきましては、異常気象時の孤立集落の解消に向け、伊比井潮風トンネルの整備が推進されたところであります。

このように、広域的な医療、福祉サービスや観光振興など、地域連携の取組を支援するため、市町村間を結びます国県道の整備を推進してまいりましたが、本県の道路改良率は69.4%と九州では最下位となっている状況でありますことから、さらなる整備推進を図る必要があると考えております。

今後も引き続き必要な予算の確保に努め、都城志布志道路や国道219号等の緊急輸送道路など、地域の交流・連携を支える交通ネットワークの構築を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路建設課は以上でございます。

○有馬道路保全課長 道路保全課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。

ページの一番下の段、道路保全課の計の欄であります。令和元年度決算額につきましては、予算額が251億1,966万1,000円、支出済額が158億2,898万3,019円、翌年度への繰越額が90

億1,672万6,000円、不用額が2億7,395万1,981円で、執行率が63.0%、翌年度への繰越額を含めると98.9%となっております。

15ページをお開きください。

3段目の(目)道路橋梁総務費でございますが、不用額が2,325万4,826円となっております。

これは、主に道路台帳修正業務に要する経費等の執行残によるものでございます。

16ページを御覧ください。

3段目の(目)道路維持費であります。不用額が2億5,069万7,155円、執行率が61.5%となっております。不用額につきましては、主に国の経済対策に伴い計上しました補正予算額と国の交付決定額との差による不用額でございます。執行率につきましては、翌年度への繰越しによるものでございます。

次に、17ページをお開きください。

中段の(目)橋梁維持費であります。執行率が64.2%となっております。これも翌年度への繰り越しによるものです。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の310ページ、道路保全課のインデックスのところをお開きください。

(1)の快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

まず、沿道修景美化推進対策であります。これは、空港、港湾、駅や県境部の玄関口と、県内の主な観光地などを結ぶ路線である沿道修景美化推進路線におきまして、花木類の植栽や除草を行ったものであります。

次に、施策の成果等ありますが、沿道修景美化推進路線におきまして、重点的に植栽等を実施することで、沿道修景の美化が図られたと

ころでございます。引き続き効率的な沿道修景美化について取り組んでまいります。

312ページをお開きください。

(1)の安全で安心な県土づくりについてであります。

まず、公共道路維持であります。この事業につきましては、国の交付金などにより実施する事業でございます。橋梁補修をはじめ、防災対策や舗装補修等を行ったところであります。

次に、313ページを御覧ください。

「美しい宮崎の道」愛護活動推進についてあります。これは、地域住民などが行います道路美化や草刈り活動に対しまして活動用具や活動奨励金の支給を行ったところであります。

次に、314ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。

①に記載しておりますように、主に交付金事業等で実施している緊急輸送道路ののり面の防災対策や橋梁の老朽化対策につきましては、施策の進捗状況のとおり、目標達成に向けて順調に進展しております。

また、日常的な道路の管理につきましては、道路パトロール等により、不具合を適切に把握し、速やかに補修をするなど、適正な維持管理を図ったところでございます。

今後も引き続き必要な予算確保に努め、効果的な事業執行を行うことで、防災対策や道路の適正な維持管理を進めてまいります。

また、②にありますように、地域住民などが行います道路愛護活動につきましても、延べ参加人数が約12万人、クリーンロードみやざき推進事業による協定締結団体数が191団体と、目標に対して順調に進展しているところであります。

315ページを御覧ください。

(2)の交通安全対策の推進についてであります。

表の上段、公共道路維持であります。この事業は国の交付金などにより実施する事業であり、歩道などの交通安全施設の整備を行ったところでもあります。

次に、人にやさしい沿道環境整備であります。小規模な歩道や区画線の整備などを行ったところがございます。

316ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。①に記載しておりますように、交通安全施設の整備につきましては、通学路交通安全プログラムを基に、緊急度の高い法定通学路を中心に整備を行っているところがございます。

令和元年度は、②にありますように、法定通学路における歩道整備率は73.4%と順調に進展しており、引き続き道路管理者、警察、教育委員会等と連携しながら、交通安全対策の充実を図ってまいります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

次に、監査結果報告でございます。

委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。

(3)契約事務の指摘事項についてであります。

西臼杵支庁におきまして、「道の駅高千穂トイレ浄化槽維持管理業務委託について、変更契約手続が遅れていた」との指摘であります。

これは、業務委託の仕様変更の処理に関する職員の理解が十分でなかったことにより、契約変更の手続が遅れたものでございます。

これにつきましては、担当職員が関係事務の

研修を受講するなど、契約関連事務について再度確認を行ったほか、担当内でも年間の契約業務に関するスケジュール管理表を作成し、進捗管理や契約の内容に関する共通理解を図るなど、組織内の体制を強化し、再発の防止に努めているところがございます。

最後に、監査意見の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路保全課は以上でございます。

○**廣松高速道対策局長** 高速道対策局でございます。当局の決算について御説明します。

委員会資料の43ページをお開きください。

一番下の段、高速道対策局の計の欄を御覧ください。

当局の令和元年度の決算額は、予算額22億5,785万3,000円、支出済額22億5,686万8,881円、不用額98万4,119円、執行率は99.9%となっております。

(目)の執行残が100万円以上のもの、または、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の高速道対策局のインデックス345ページをお開きください。

(2)交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。中段の表の施策推進のための主な事業及び実績を御覧ください。

まず、1段目の高速道路網整備促進については、高速道路網の早期整備に向けて、各種大会等の開催や国及び関係機関等への要望活動に関する経費ですが、令和元年度の実績は各種大会等が31回、要望活動等が15回となっております。

次に、その下の高速自動車国道等直轄事業負担金については、新直轄方式で整備する1区間

及び直轄方式で整備する4区間、計5区間の整備に係る県の負担金であります。

続いて、下段の表の施設の進捗状況を御覧ください。

高速道路の整備は、令和元年度末におきまして74%の整備率となっております。

続いて、施策の成果等について御説明いたします。

次ページ、346ページをお開きください。

まず、東九州自動車道では、油津一南郷間及び奈留一夏井間が、国道220号油津・夏井道路として新規事業化されました。

また、事業中区間の清武南一日南北郷間については、令和4年度に開通する見通しであることが発表されるなど、事業が進捗しております。

次に、6行目の九州中央自動車道では、未事業化区間のうち、蘇陽一五ヶ瀬東間の新規事業採択時評価の手续が完了しました。

また、事業中区間である国道218号高千穂日之影道路では、日之影深角一平底間が令和3年内に開通する見通しであることが発表されるなど事業が進捗しております。

そして、暫定2車線区間の4車線化については、宮崎西一清武間の一部が新規事業化されました。

また、国において高速道路における安全・安心基本計画が公表され、日向一都農間及び高鍋一宮崎西間が4車線化の優先整備区間に選定されたところであります。

今後とも、沿線の自治体や民間団体等とさらなる連携を図りまして、高速道路の一日も早い全線開通に向けて建設促進大会の開催や、国への要望活動に引き続き取り組んでいくこととしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

高速道対策局は以上です。

○武田主査 執行部の説明が終了いたしました。

まず、管理課に関する項目で質疑はございませんか。

○日高委員 303ページの建設業指導について、昨日の商工観光労働部の決算の中でも幾つか議論をさせていただいたんですが、商工会の会員数がどんどん減ってきている状況です。

ただ、今回のコロナ禍によって、逆にその会員の連帯感も高まってきている状況で、会員の気持ちが前向きに変わってきているところもあると話をしたところですよ。

そこでまず、お伺いします。建設業の許可が、新規140件ということですけども、前年度は何件だったんですか。

○斎藤管理課長 前年度は124件でございます。

○日高委員 それから廃業の数字も今年度と前年度とお願いします。

○斎藤管理課長 廃業等及び失効ということで、業者からの届出がなくて、期間が5年経過して許可がなくなったという事例がございます。廃業等について、今年度が131件、昨年度が102件という状況でございます。

○日高委員 新規もあれば廃業もあり、大体似たような数字できているわけですね。

それと、県内の建設業者数というのは、全体でどれぐらいになっているのかと、建設業協会の加入率を教えてください。

○斎藤管理課長 昨年度の建設業者の件数は4,343件でございます。平成30年度が4,350件と、ここ数年は大体4,300件ほどで推移しておる

ところでございます。

協会の会員数ですが、今年度は480者ほどでございますので、建設業許可者の1割を超える数という状況でございます。

○日高委員 ちょっと正確に覚えていませんけど、昨日、商工会は全体の4割ぐらいの加入だろうという話だったんですね。この建設業の加入率、4,300者の1割しかないことについて、県としてはどのような考えを持っておられるのか。そして、将来に向かってこれをどうされる方針を持っておられるのかをお伺いします。

○斎藤管理課長 加入率が1割を超える数ということですが、公共事業関係では県の入札参加資格の名簿に掲載され、公共工事に携わる方々は2,000者ぐらいなので、そこからすると2割は超えているという状況でございます。

昨今、いろんな地域で災害が起きた際には、やっぱりこういう協会が、私どもと一緒に頑張って復旧等に尽力していただいております。

当然、私どももそういった協会の方々と今後一緒に公共工事等を進めていかなければならないと思っておりますので、協会やに新たに建設業者になりたいという方々に対して、いろんな取組を始めているところで、建設業のPRといった取組をさらに進めたいと考えています。

○日高委員 指名競争入札参加資格者が2,000者ぐらいだから2割ぐらいということですよ。

例えば、平成の初めは、どれぐらいの数字だったのか。

そして、今2割しか加入していませんが、県内の土木事業への弊害があるのか、ないのか。その辺をお聞かせ願えますか。

○斎藤管理課長 建設業協会のピーク時がどのぐらいであったのか、ちょっとお待ちください。

ただ、建設業許可については、ピーク時は大体6,500者ほどいらっしゃいました。今大分減ってきている状況の中で、協会も会員数がだんだん減っていて、やっぱり協会の維持等が厳しい状況あるという話を私どもも伺っております。

先ほども申しましたように、こういった協会の方々と一緒に私どもは公共工事を進めておりますので、そういった協会の力が落ちてくると、県内の各地域で突発的に起こる災害関係への対応がなかなか厳しくなってくる場所もあります。今後、こういった協会への加入について、私どももある程度力を入れながらやっていきたいと思っています。

○日高委員 私は、国富町役場におりましたが、昭和55～57年ぐらいに管財契約係ができたんです。それまで各課でやっていた契約を一本化していくということで、一つにまとめて、そこが担当したんです。あの頃はクリスマス入札と言って、年末に1日で最高200本ぐらいの入札をしていました。そういうことが何年も続いた時代です。

昭和の50年代、やっぱり土木関係では、災害対策が結構ありました。昔は一度災害に遭ったら、10年後、20年後はまた、というような考えでしたけれども、技術力も上向ってきていますので、そういう対応がなくなってきました。最近は何もない災害も発生しないので、それはいいことなんですけど、そういうことで、いろんな道路工事などが減ってくるから、事業者も減ってくるのは仕方ないことだと思うんですよ。

一般質問でも述べましたけれども、小さな町や村は、やっぱり役場と農協があって、その下にイベント関係、にぎわいづくりというのは、商工会がなかったら、どうにもならないんです。

そして、防災、災害、対応となったときに、町にどれだけ建設業者がいて、大きな重機を持っているかというのが、復旧・復興のために、やっぱり大切なんですよね。

ですから、皆さんもその辺を十分考えていただいているとは思いますが、業者が淘汰されてしまうと大変なことになってしまいます。今回、椎葉村での件で、まだ3名の方が見つからない、本当にたまらないですよ、実際考えたら。

そういった負のイメージも、住みよい宮崎のイメージで何とか払拭してもらわないといけない。そういうことを考えれば、商工会の存続、そして、この土木建設業の存続、公共の部類の仕事の範疇に入ると思っていますので、将来に向けて組織が守れるように、ぜひそういった手だてを今後ともよろしくお願いします。

○田口委員 303ページの管理課の主要施策の成果に関する報告書ですが、その中の表の一番右の主な中の実績内容等の中で、外国人材確保支援で11人とありますが、これは技能研修生とは違う人材なのか教えてください。

○斎藤管理課長 今、委員おっしゃられたように、技能実習生とは違って、高度な技術をもともと持っている方に来ていただく事業でございます。

○田口委員 日向市の旭建設にはベトナムの女性が入っておりますが、ああいう方たちが対象になるかと思うんですけど、外国で取った資格は、日本でも有効なのか、それとも日本でもう一度取り直すんですか。

○斎藤管理課長 資格につきましては、基本的に、向こうで大学を出られて技術を身につけられていますが、日本に来られたとき、日本にあ

る資格は取り直していただきます。

○田口委員 ちなみにその11人の方は、どんな資格を持っているか分かりますか。

○斎藤管理課長 申し訳ございません。個人が向こうでどんな資格を持たれているかは把握していないところでございます。

○田口委員 どこの国から来たかは分かりますか。

○斎藤管理課長 ここに11人と書いてありますが、ベトナムから9名、バングラデシュから2名という内訳でございます。

○田口委員 以前、特別委員会でもベトナムに行って、宮崎のアース建設コンサルタントが大学と連携して、日本に送る技術者を養成していましたが、そういう関係の方がベトナムから来られているのですか。

○斎藤管理課長 そういう方々も多いと聞いております。

また、それとは別に、個々の企業が直接現地に行き、見つけてこられるといったような事例もあると伺っております。

○田口委員 その外国人材確保支援では、どういう形で支援しているのでしょうか。

○斎藤管理課長 この支援の内容につきましては、企業が外国で面接される場合の旅費の支援や、その外国人の方が日本に来られるときのいろんな資格審査の手続に対する支援を行っております。

○田口委員 分かりました。

○武田主査 ほかに管理課への質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、用地対策課について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、技術企画課について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、道路建設課について質疑はございませんか。

○外山委員 309ページの⑥の中で、本県の道路改良率は69.4%で九州で最下位でありますけれども、他県と比べて相当差があるのか。どういう事情でこういう結果になるんですか。

道路改良というのは、老朽化した道路の改良に当たるんですか。それとも新規ですか。どういうふうに取り扱ったらいいですかね。

○国府道路建設課長 まず、道路改良率の考え方ですけれども、これは規格改良2車線の5.5メートル未満の道路を2車線に改良をすることがどれくらい進んだのかを表した数字でございます。

それから、九州各県の道路改良率について、一番高いところは福岡県で81.1%、当県に一番近いところは、熊本県が70.8%という状況でございます。

○外山委員 つまり、この道路改良に該当する道路は、幅員が5.5メートル未満の道路のことを言うんですね。その部分の改良ということですね。

○国府道路建設課長 そうでございます。

○外山委員 聞き漏らしましたけれども、2車線の道路を4車線にするんですか。どういう改良をするんですか。すみません、もう一度。

○国府道路建設課長 現在、本県の国県道の延長が3,200キロメートルほどあるんですけれども、その中で幅員がまだ5.5メートル未満の道路を改良いたしまして2車線化すると。その道路

の改良がどれほど進んだかということでございます。

○外山委員 ということは、これは1車線なの。まだ1車線のところを2車線にするということですね。

○国府道路建設課長 今、山間部等で1車線の道路等がございますけれども、それを2車線に改良していくと。それがどれだけ進んだかというような指標でございます。

○外山委員 分かりました。

○前屋敷委員 今の道路改良の件ですけど、これだけ低い結果が出ているのは、県の道路に対する位置づけが弱いのでしょうか。予算は十分あると思うんですけど、なぜそういうことになるのでしょうか。

○国府道路建設課長 予算の関係もございまして、宮崎県は山間部が非常に多いということと、大きな河川がありますので、改良自体にも費用がかかるため、これまでなかなか進んでこなかったと考えております。

○前屋敷委員 今後の見通しはどうですか。

○国府道路建設課長 予算につきましては、知事を先頭に要望を重点的に進めていくことで、予算の確保に今後も取り組んでいきたいと考えております。

○前屋敷委員 この事業は国の補助事業になるんですか。県単事業ですか。

○国府道路建設課長 ほとんどは国からの補助事業でございますが、一部県単でやっている部分もございます。

○前屋敷委員 ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

○武田主査 ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、道路保全課について質疑は

ございませんか。

○山下委員 沿道修景美化条例を作ったのはいつですか。

○有馬道路保全課長 条例は昭和44年でございます。

○山下委員 多分、黒木博知事の時代に、国道10号を中心としたいろいろな構想があったと思うんです。ここに国道220号以下30路線ということなんですけど、都城市にも何路線かあるんです。霧島公園線とか道路拡張とともに沿道修景でその当時植栽されたところがあるんですが、木がかなり成長していて、近くに通学路の歩道があるんですけれども、通れる状況じゃないんです。これはもう一度見直して対策を講じないと、新たに高規格道路が志布志から都城につながっていきますし、その辺の整備と同時に、昔、修景美化で整えた施設をもう一度見直していかないと、住民生活の安全安心が担保ができていない状況なんです。そこのところは確認されますか、計画にはないの。

○有馬道路保全課長 委員のおっしゃるように、沿道修景推進につきましては、昭和44年に条例が制定されまして、それ以降も積極的に取り組んでおります。道路が観光資源だということでも取り組んでございまして、その後、いわゆる交通網の変化ですとか、2車線が4車線になったりだとか、新しく道路ができたとか、そういったこともある中で、維持管理費も増大しております。

それにどう対応するかということで、平成29年に沿道修景美化推進計画を策定しました。その中で、めり張りのある維持管理をやっていくこと、そして県民の皆様と一緒に協働して取り組んでいくことを主な柱としています。

先ほどの沿道修景美化推進路線、31路線については重点的に沿道修景を推進していこうということで、その路線を選定しました。

そのほかに、県が管理する道路が県内211路線ございます。その全てにおいて、草刈りですとか、委員がおっしゃいましたように木の伐採も必要でございますので、そちらについては、交通安全上、また道路環境の保全という視点から、維持費等で草刈り、剪定等を行っていくことにしております。

○山下委員 全ての県道、国道の草刈り等を行っていることは私も見て分かるんですが、以前は3回ぐらい刈っていたのが、もう今は1回か2回なんですよね。それはそれとして、私が言っているのは、昭和40年代から植えられた樹木、これがもう目障りなんです。目障り条例なんです、そのとき植えた樹木が。

だから、地域住民の人たちから安全が担保できないので、ここの樹木を伐採してくれと言われる。50メートル、100メートルの道路に出たときに、農機具の出入りの際に見通しが悪いところがあり、今年も現地を見てもらい、すぐ伐採してもらったんです。

新しい道路の整備も大事ですし、昭和40年代から植栽された美観というものも大事でしょうけれども、安全安心を担保するために今まで植えられた植栽の見直しもやっていかないと、目障りがいっぱいあるんですよね。そこのことを検討しているかどうかを聞きたいんですけど。

○有馬道路保全課長 確かに昔植えた木が高木化して、それが支障になっています。

基本計画の中で県民との協働と申し上げましたけれども、その見直し等に当たっては、各地域の方、それと植栽の専門家の皆さんとワーキ

ンググループを設置して、その中で意見交換しながら、例えば、沿道の樹木について伐採するのか随時検討しながら取り組んでいるところでございます。

○山下委員 せっかく道路保全課の中で大きな事業としてやっているわけですから、ぜひ見直してください。

40年も前に植えられた木は、もう虫もつくし、景観が悪いんですよ。だから、もう一度植え替えるとか、何か新たな取組をやっていかないと、道路をまた造り替えるわけでもない。遺産という見方を私はしているんですけど、やっぱりそれに対して何か手だてを打たないといけないという思いを強く持っているものですから、ぜひ見直しをお願いします。

○前屋敷委員 沿道修景にも関わるんですけど、草刈りの問題で、昨年もこの委員会で論議があったんですが、除草剤の使用についてです。

昨年は、平成30年度は人体に影響のないような形で試験的に使ってみるということだったんですけど、結果はどうだったんでしょうか。結論は出たんですかね。

○有馬道路保全課長 草刈りは、道路の交通安全、そして、良好な景観の確保ということで非常に重要な取組で、また、地域の方からも常に要望が寄せられている状況でございます。

一方、限られた予算の中でということで、これまで草刈りの回数などを見直しながら、効果的に取り組んできたところでございます。

その取組の一つとして、平成30年度から除草剤を活用した取組を試行的に始めております。ただ、除草剤の使用につきましては、委員がおっしゃいますように、いろんな御意見ございますので、平成30年度行いまして、それを基に、例

えば、こういった箇所で使用するのか、使用時期や、こういった種類のものを使うのかを検証して、令和2年3月に、除草剤のマニュアルを定めまして、現在、そのマニュアルにのっとって試行を続けているところでございます。これからは検証を行いながら、取り組んでいくこととしております。

○前屋敷委員 今年の3月に一定の基準を定めて、それに基づいて今除草などに当たっておられるという御報告だったんですかね。ひとつそのマニュアルも見せていただきたいと思いますが、いろんな意見があるということでしたけど、本当にいろいろ意見があるんですよ。

やっぱり除草剤に対する心配というのが大変多いんですけど、しかし、草は刈ってほしい。予算の関係と言われましたが、私自身も除草剤使うのはいかがなものかという立場で物事を考えているものですから、その辺のところは十分に検討もしていただきながら進めていただきたいと思います。

○有馬道路保全課長 委員のおっしゃいますように、いわゆる環境への配慮が一番重要だと思っていますので、そのあたりについて、皆さんの意見を聞きながら、検証しながら進めてまいります。

○武田主査 ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、高速道対策局に関する質疑はございませんか。

○山下委員 今年国から赴任されたので、今日の審査は前年度の決算ですから、ほぼ関係ないと思うんですが、先ほどの説明で、清武南一日南北郷間が令和4年度に開通するということで、軟弱な地盤だったからこれも想定をかなり超え

る中での開通なんですよ。

やはり東九州道は志布志まで完全につながないと、宮崎県のインフラは完全に整わないという思いなんです、こちらに来られてどういう思いをお持ちなのか、聞かせてください。

○**廣松高速道対策局長** 私は、妻が国富町の出身なので、よく宮崎には来ています。鹿児島にもよく行こうとはしていますが、九州道しか使わないので、東九州道も早く完成したらいいなと個人的には思っておりますし、全体を見たときにも、やはり東九州道が九州の先から全てつながらないと一定の効果は出ないので、そこは一刻も早く造るべきだと思っております。

新しく永山副知事も来られたので協力して、もちろん地域と連携して、あと議会、議長の協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**山下委員** よろしくお祈いします。延岡までの4車線化も各地域で計画が上がりましたので、早期完成に向けてぜひ取り組んでください。

清武一宮崎西間の4車線化の見通しなんかは分かっているの。工期とか構想はまとまっているのかな。

○**廣松高速道対策局長** 今新規で始まったところですか。それ以外の話ですか。

○**山下委員** 清武一宮崎西間の拡幅計画が真っ先に上がったと思うんですが、その辺の見通しは分かるの。

○**廣松高速道対策局長** 今年は、新規事業化ということ聞いております。何年にできるかというところは、具体には聞いておりません。

○**山下委員** 分かりました。

○**武田主査** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**齋藤管理課長** 先ほど日高委員のほうから御質問のありました建設業協会の会員数は一番多いときでどのくらいかということでしたが、平成9年の数字ですけれども、957者が会員としていらっしゃったという状況でございます。

○**国府道路建設課長** 先ほど九州各県の道路改良率を申し上げましたけれども、平成30年4月1日付のデータで、沖縄県を入れますと、沖縄県が93%と最も進んでいます。

○**武田主査** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**武田主査** それでは、以上をもって管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時24分再開

○**武田主査** 分科会を再開いたします。

これより河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

令和元年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は6課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**小倉河川課長** 河川課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の18ページからでございますが、まず、23ページをお開きください。

一番下の段、河川課計を御覧ください。

当課の令和元年度決算額は、予算額、352億7,361万450円、支出済額、230億9,081万4,315円、明許繰越額、107億3,624万3,000円、事故繰越額、8,920万5,317円、不用額13億5,734万7,818

円、執行率は65.5%で、翌年度への繰越額を含めると96.2%となります。

戻っていただきまして、18ページをお開きください。

3段目の(目)河川総務費であります。不用額が3,682万7,047円、執行率は70.5%となっております。

不用額につきましては、主にダム施設整備事業費の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、翌年度への繰越しによるものがあります。

次に、19ページをお開きください。

4段目の(目)河川改良費であります。不用額が5,915万8,501円、執行率は65.0%となっております。

不用額につきましては、主に公共河川事業費の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、20ページを御覧ください。

中段の(目)海岸保全費であります。執行率が63.9%となっております。

これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、21ページをお開きください。

3段目の(目)水防費であります。不用額が898万3,073円となっております。

これは、主にダム施設管理事業費の確定に伴うものであります。

次に、22ページを御覧ください。

中段の(目)土木災害復旧費であります。不用額が12億3,237万5,307円、執行率は63.1%となっております。

不用額につきましては、国の交付決定額との

差額及び災害復旧事業費確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、主に翌年度への繰越しによるものであります。

次に、23ページをお開きください。

5段目の(目)直轄災害復旧費であります。不用額が2,000万3,890円となっております。

これは、国の直轄事業における事業費の確定に伴うものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の河川課のインデックス、317ページをお開きください。

(1) 良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

表を御覧ください。

一番上の次代へつなげよう！魅力ある川・海づくりでは、河川や海岸の美化清掃を行う48のボランティア団体を支援したり、NPO法人との協働による、体験型の水辺・海辺とのふれあい安全教室を13回開催したところであります。

318ページをお開きください。

施策の成果等であります。

①であります。河川や海岸の美化清掃を行う愛護ボランティア活動の延べ参加人数につきましては、令和元年度は、前年度を上回る約8,400人の参加があり、また、河川パートナーシップ事業への参加団体数につきましても、前年度を上回る724団体となるなど、県民との協働による河川・海岸の管理が進展しております。

319ページを御覧ください。

(1) 安全で安心な県土づくりについてであります。

表を御覧ください。

1番目の公共河川であります。

これは、平成17年の台風14号などにより浸水被害を受けた箇所、河川改修工事や、レベル1津波による浸水被害が想定される箇所における地震津波対策であり、三財川ほか36河川におきまして、河道掘削や堤防整備、樋門の自動閉鎖化工事などを行っております。

2番目の公共海岸であります。これは、老朽化した海岸施設の機能回復及び津波等に対する強化を図るもので、日南市の伊比井海岸と古奥海岸において、護岸の補修などを行っております。

次に、320ページをお開きください。

1番目の県単河川改良であります。

これは、宮崎市佐土原町の天神川ほか56河川におきまして、河道掘削や堤防、護岸整備などを行っております。

次に、322ページをお開きください。

1番目のダム施設整備であります。日南ダムの管理用制御処理設備の改良や、松尾ダムの自動濁度計の改良等を行っております。

323ページを御覧ください。

施策の成果等であります。

まず、①であります。平成17年台風14号などにより甚大な浸水被害が発生した河川を中心に改修事業を実施しているところであり、令和元年度は、さらに、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策予算の活用により、洪水に対する安全性の向上が図られたところであります。

しかしながら、河川整備率は49.7%といまだ低い水準にあることから、今後とも、より一層重点的に河川改修を推進していく必要がございます。

また、②であります。雨量局、水位計及び

監視カメラを計画的に設置しており、令和元年度には、本城川での新たな河川監視カメラ設置、県内での危機管理型水位計設置など、県内で水位などの観測網の拡大・拡充が図られたところでもあります。

次に、⑤の災害復旧事業であります。令和元年度に被災しました125か所の68.8%に着手し、早期復旧に努めているところでございます。

最後に、⑥であります。本県は、自然災害のリスクが高いことから、県土の強靱化を着実に推進していく必要があります。

今後も引き続き、必要な予算確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進してまいります。

次に、監査結果報告についてであります。

委員会資料にお戻りいただきまして、6ページをお開きください。

(6) その他の1段目の西臼杵支庁ですが、「河川法に基づく土地の占用許可について、許可事務の適当でないものがあつた」との指摘でございます。

これにつきましては、審査における確認漏れを防ぐため、申請内容及び審査内容を確認するためのチェックシートを作成したところであります。今後は、十分に内容の確認を行うよう、組織内でのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいることとしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

河川課は以上でございます。

○小牧砂防課長 砂防課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の24ページから25ページまでが当

課の決算事項別明細でございます。

25ページが一番下の段、砂防課計を御覧ください。

当課の令和元年度決算額は、予算額、104億5,546万7,000円、支出済額、60億6,958万4,953円、翌年度繰越額、43億8,530万3,000円、不用額、57万9,047円、執行率は58.1%で、翌年度への繰越額を含めると執行率は99.9%となります。

次に、(目)の執行残が100万円以上のものがございますので、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

戻っていただきまして、24ページをお開きください。

ページの中ほどの(目)砂防費でございますが、執行率が57.9%となっております。

これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の砂防課のインデックス、324ページをお開きください。

(1)安全で安心な県土づくりであります、主な事業について御説明いたします。

表の一番上の通常砂防でございます。

五ヶ瀬町の内の口川ほか41溪流において、堰堤工を実施しております。

325ページを御覧ください。

表の一番上の地すべり対策でございます。

椎葉村の大藪2地区ほか2地区において、排土工やのり面工を実施しております。

326ページをお開きください。

表の一番上の急傾斜地崩壊対策でございます。

延岡市の浦尻第2地区ほか61地区において、

擁壁工やのり面工を実施しております。

その下、2番目の総合流域防災です。

これは、流域一体となった防災対策を進める事業でございます。

緊急改築として、日南市の猪八重川ほか12か所において、既存の砂防堰堤の改築を実施しております。

また、基礎調査として、土砂災害警戒区域等の指定のための調査を県内一円で実施しております。

328ページをお開きください。

表の一番上の県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございます。

これは、市町村が実施する工事等に対する県からの補助金でございます。

椎葉村の野老ヶ八重地区ほか14地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

329ページを御覧ください。

施策の成果等についてであります。

まず、①土砂災害危険箇所の整備については、要配慮者利用施設等のある箇所から計画的に整備を進めており、令和元年度は、土石流対策として2溪流、急傾斜地崩壊対策として4箇所の工事を完成させ、土砂災害に対する安全性の向上を図っております。

次に、②のソフト対策でございます。

土砂災害防止法に基づき、令和元年度は350箇所の土砂災害警戒区域等の指定を行いました。また、小中学生を対象とした土砂災害防止教室や、地域住民を対象とした土砂災害防止講座を開催し、令和元年度は、延べ2,571人の参加があるなど、土砂災害防止に関する県民意識の向上を図っております。

③に記載しておりますように、土砂災害危険

箇所令和元年度末の整備率は30%と依然として低い状況にあることから、今後とも、安全で安心な県土づくりを目指し、危険箇所の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や防災情報の提供に取り組むなど、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

砂防課は以上でございます。

○平部港湾課長 港湾課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から御説明いたします。

委員会資料の29ページをお開きください。

一番下の段、一般会計の計の欄でございます。

令和元年度決算額は、予算額、76億3,880万2,000円、支出済額、46億3,957万3,375円、翌年度繰越額、14億9,124万3,000円、不用額、15億798万5,625円、執行率は60.7%、翌年度繰越額を含めると80.3%となります。

26ページをお開きください。

上段の(目)の土木総務費でございますが、不用額が741万7,717円となっております。

これは、主に空港整備直轄事業負担金が確定したことによる不用額でございます。

続きまして、一番下の段の(目)海岸保全費でございますが、執行率が31.0%となっております。

これは、翌年度への繰越しによるものでございます。

次に、27ページをお開きください。

中段の(目)港湾管理費でございますが、不用

額が2億5,471万7,022円となっております。

これは、主に港湾整備事業特別会計におきまして、宮崎港の土地が売れたことによる売払収入がありまして、収入が増えたことで一般会計からの繰出金が不用となったものでございます。

また、執行率が79.5%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

中段の(目)港湾建設費でございますが、不用額が11億5,706万7,500円となっております。

これは、国の経済対策に伴い補正予算を国に要求したところでございますが、国の交付決定額が少なかったことによる不用額でございます。

また、執行率48.8%となっておりますが、先ほどの不用額と併せ翌年度への繰越しによるものでございます。

次に、29ページをお開きください。

中段の(目)港湾災害復旧費でございますが、不用額が8,878万3,386円、執行率が51.5%となっております。

これは、公共港湾災害復旧事業費が確定したことによる不用額でございます。

次に、30ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の決算についてでございます。

決算額等につきましては、先ほど部長のほうから説明をいたしましたので、省略させていただきます。

上段の(目)港湾管理費でございますが、不用額が3,664万345円となっております。

これは、荷役機械の修繕の発生が少なかったことなどによる不用額でございます。

また、執行率が79.1%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものでございます。

下段の(目)港湾建設費でございますが、不用額が688万8,830円、執行率が60.6%となっております。

これにつきましては、埠頭用地整備の事業費が確定したことによる不用額でございます。

次に、31ページをお開きください。

下の(目)の予備費でございます。

予備費は、年度途中において、不測の事態により、予定外の支出の必要が生じた場合等に対処する経費でございますが、全額の200万円が不用額となっております。

次に、一番下の段、港湾課計の欄を御覧ください。

当課の一般会計、特別会計を合わせました令和元年度の決算額は、予算額、86億6,573万9,000円、支出済額、55億1,890万8,311円、翌年度繰越額、15億9,303万7,000円、不用額、15億5,379万3,689円、執行率は63.7%で、翌年度繰越額を含めると82.1%となります。

次に、32ページを御覧ください。

特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入の合計でございますけれども、予算現額が10億2,693万7,000円に対しまして、収入済額が11億5,090万1,385円となっております。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の港湾課のインデックスのところ、330ページをお開きください。

(2)の交通・物流ネットワークの整備・充実にあります。

主な事業及び実績であります。港湾改修は、細島港におきまして、津波の来襲時でも機能を保つための防波堤の改良を行ったもの、宮崎港

では航路等に流入する漂砂対策としての防砂堤事業、油津港では耐震強化のための岸壁改良を行ったものであります。

次に、331ページを御覧ください。

一番上、統合補助でございますが、宮崎港におきまして、津波避難施設の整備を行うとともに、県内の各港湾において岸壁等の補修等を行ったものでございます。

次に、332ページを御覧ください。

上から2番目の油津港利用環境支援でございます。

油津港では、チップ船やクルーズ船などの大型船が利用する際に、他の港からタグボートの回航が必要な状況となっております。

このため、日南市が実施しておりますタグボートの回航経費の支援事業に対しまして、県が助成を行い、港の利用促進を図ったものでございます。

次に、333ページを御覧ください。

施策の成果等についてでございます。

港湾整備につきましては、県内の3重要港湾へ重点的に投資してまいりました。

②番の細島港におきましては、水深10メートルの岸壁整備に着手することで、増加する原木輸出の需要に対応可能となってまいります。また、余島防波堤では津波に対し、粘り強い構造に改良することで、地震や津波に対する安全性が向上しています。

③の宮崎港では、防砂堤工事に着手したことで、航路等の砂の堆積への対策を行い、また、一ツ葉地区の津波避難施設を進め、公園利用者等の安全性が向上いたしました。

④の油津港では、既存の12メートル岸壁の耐震強化工事を進め、地震に強い緊急物資輸送拠

点の機能を確保しているところがございます。

⑤のポートセールス活動につきましては、県内外で港湾セミナーの開催、企業訪問等を実施し、重要港湾3港のPRや意見交換を行ったことにより、課題の把握や利用促進につながってまいりました。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見及び監査報告につきましては、特に報告すべき事項はございません。

港湾課につきましては以上でございます。

○横山都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の決算について御説明をいたします。

委員会資料を御覧ください。

33ページから36ページまで当課の決算について記載をしております。

まず、36ページをお開きください。

一番下の段、都市計画課計の欄を御覧ください。

当課の令和元年度決算額は、予算額、60億322万8,000円、支出済額、30億3,044万9,078円、翌年度繰越額、29億7,170万9,000円、不用額、106万9,922円となっております。執行率は50.5%、翌年度繰越額を含めると99.9%となっております。

34ページをお開きください。

上から4段目、(目)街路事業費であります。執行率、59.3%につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、35ページをお開きください。

中ほどの(目)公園費であります。執行率、36.5%につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御

説明をいたします。

都市計画課のインデックス、334ページをお開きください。

まず、2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の3番目、美しい宮崎づくり推進であります。これは、市町村の景観計画策定に対して支援したほか、景観形成に関する活動支援やアドバイザーの派遣などを行ったものであります。

表の4番目、都市計画に関する基礎調査実施であります。これは、都市計画法の規定に基づきまして、人口、産業及び土地利用等の現況及び将来の見通しを調査するものでございまして、令和元年度は、18の都市計画区域のうち表の右側の欄に記載しております宮崎広域都市計画区域について調査を実施したものであります。

次に、336ページをお開きください。

これらの取組による施策の成果等であり。③にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、景観計画策定市町村が4市町増えまして22市町村になるとともに、活動団体の増加など成果が見られたところであり。今後も、官民連携による美しい宮崎づくりを推進していくこととしております。

④の都市計画に関する基礎調査につきましては、調査結果等を基に関係機関との協議調整を経た上で、都市計画の所要の進め、本県のまちづくりを推進してまいります。

次の337ページを御覧ください。

(2) 地域交通の確保であります。

表の2番目、公共街路であります。これは、宮崎市の中村木崎線ほか7路線で街路の整備を行ったものであります。

338ページをお開きください。

これらの取組による施策の成果等でありますが、街路事業等につきましては、環状道路や駅及びバスターミナルへのアクセス道路の整備、通学路の交通安全に資する道路空間の確保など、まちづくりと連携して、街路の整備を進めたところであります。

今後とも、都市部における安全で円滑な交通を確保するとともに、安心して快適な都市空間の整備に取り組んでいくこととしております。

次の339ページを御覧ください。

3の(1)安全で安心な県土づくりであります。

表の公共都市公園であります。県総合運動公園第1陸上競技場のトラック補修工事など、老朽化した施設の機能更新を行ったものであります。

施策の成果等でありますが、サンマリンスタジアム宮崎の空調設備の改修を行ったことで、利用者の利便性が向上いたしました。

今後とも計画的な修繕や改修を行うことで、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果についての説明は以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

都市計画課の説明は以上であります。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の37ページからでございますが、まず、40ページをお開きください。

表の一番下の段、建築住宅課の計を御覧ください。

令和元年度決算額は、予算額が25億4,504万8,000円、支出済額が23億446万9,315円、翌年度への繰越額が2億3,437万5,200円、不用額が620万3,485円、執行率90.5%で、翌年度への繰越額を含めると99.8%となっております。

資料の37ページへお戻りください。

表の中ほどの(目)建築指導費であります。不用額が452万5,630円となっております。

これは、主に補助金でありまして、木造建築物等地震対策促進事業において事業費が確定したことなどによるものでございます。

次に、38ページを御覧ください。

表の中ほどの(目)都市計画総務費であります。執行率が71.8%となっております。

これは、開発審査会の開催回数が予定より下回ったことなどによるものでございます。

表の下から3段目の(目)住宅管理費であります。不用額が106万8,522円となっております。

これは、県営住宅の訴訟に要する経費が、想定を下回ったことなどによるものであります。

次に、39ページをお開きください。

表の下から4段目の(目)住宅建設費であります。執行率が82.4%となっております。

これは、翌年度への繰越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の建築住宅課のインデックス、340ページをお開きください。

(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の公共県営住宅建設であります。一番右側の列の主な実績内容等の欄を御覧ください。

中ほどの住宅整備事業であります。令和元年度には、日南市の馬越団地5号棟16戸、日向市の古城ヶ鼻団地1号棟5戸が完成しております。

その下の環境整備事業では、国富町の向陽団地等の高齢者改善工事、宮崎市の神宮駅東団地等の給湯設備改修工事を実施したところであります。

341ページを御覧ください。

表の下の施策の成果等であります。

①の県営住宅についてであります。宮崎県営住宅長寿命化計画に基づきまして、建て替えのほか、住戸内の床段差の解消や手すり設置の改修による高齢者向けの住戸の整備などにより、入居者の利便性を図ったところでございます。

しかしながら、昭和50年代前半までに建設された多数の県営住宅が建て替え時期を迎えておりました。計画的な整備が課題となっております。

今後とも、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、居住の安定に配慮が必要な世帯の多様なニーズに対応できるよう、安全・安心に暮らせる環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、342ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりであります。

343ページを御覧ください。

表の上の段の木造建築物等地震対策促進であります。市町村が、木造住宅の耐震化に取り組む所有者等に対して補助を行う事業につきまして、その費用の一部を国及び県が支援する事業であります。

アドバイザー派遣が122件、耐震診断が286戸、耐震改修が60戸、ブロック塀等除去が63戸につ

いて支援を行ったところであります。

次に、下の段の建築物耐震化促進であります。改正耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務づけられた、一定規模以上のホテル、百貨店などの大規模な民間建築物のうち、4棟の耐震改修について国及び関係者ととも補助を行い、耐震化を促進したところであります。

344ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。

③の木造住宅の耐震化につきましては、改修設計と工事のパッケージ化等といった補助事業の改善や、ダイレクトメール・戸別訪問等の市町村による所有者への直接的な働きかけ、各種イベントや広告媒体を活用した広報の実施等により、耐震診断・耐震改修工事の実施件数が前年度の約2倍となったところであります。

また、工務店等を対象とした低コスト耐震改修工法講習会を開催し、より合理的で安価な耐震改修工法の普及に取り組んだところであり、これらの取組により実績は増加傾向ではあります。耐震化率の目標90%には届いていない状況であるため、さらに取組を加速し、建築物の耐震化等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

建築住宅課は以上でございます。

○**巢山宮繕課長** 宮繕課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の41ページから42ページであります。

一番下の段の宮繕課計の欄を御覧ください。

当課の令和元年度の決算額は、予算額が2億5,156万円、支出済額が2億5,101万5,725円、不用額が54万4,275円であり、執行率は99.8%となっております。

目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果であります、該当はございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

営繕課は以上でございます。

○武田主査 暫時休憩いたします。午後は13時10分から行いますので、よろしく申し上げます。

午後0時6分休憩

午後1時7分再開

○武田主査 分科会を再開いたします。

6課の説明が終わりましたので、まずは河川課に関する項目で質疑はございませんか。

○外山委員 河川改良について、前年度随分進んで、令和2年度当初予算もかなり組んであるのですが、これは令和2年度にほぼ完了する見通しなのか、継続するのか。この一連の川のしゅんせつから始まって整備までの流れが、この令和2年度でひとまず完結するのでしょうか。

○小倉河川課長 令和2年度で完了というのは国土強靱化3か年緊急対策という意味で、御存じのように、事業期間は平成30年度補正から令和2年度までとなっております。

来年度以降どういう形になるかは、現在不透明でございますが、もしこういう形で継続となれば、さらに河川の整備を進めてまいりたいと考えております。

○外山委員 じゃあ、全ての改良が終わったというわけじゃないんですね。

○小倉河川課長 はい。河川に関しましては、先ほども説明しましたが、整備率でいきますと50%弱の状態でございますし、まだまだ整備するところはございます。

樹木伐採や土砂掘削に関しても、一旦やったら終わりというわけでもなくて、やっぱり大雨が降るたびにまた土砂の流出があるということで、その繰り返しという形になりますけれども、これからも継続してまいりたいと考えております。

○外山委員 はい、分かりました。

○前屋敷委員 323ページの施策の成果等の5番目、災害復旧工事に関してなんですけど、令和元年度に被災した箇所68.8%に着手したとなっております。前年度も、決算のときに62.6%に着手ということになっていたんですけど、その後はきっちり工事そのものは進んで完了してきているんですか。その辺の状況を教えてください。

○小倉河川課長 この災害復旧事業の進捗状況についてでありますけれども、まず初年度に災害費用の85%ほどが国から予算配分がございませぬ。基本的には3年間で災害復旧事業については完了させるということになっておりまして、これまでの傾向でいきますと、大体3年以内に終わるんですけども、本日の決算特別委員会で一部報告があったんですが、一部事故繰越等がございまして、ずれ込んだところはございませぬが、ほとんどは3年間で完了させると思ってもらって結構だと思います。

○前屋敷委員 3か年計画で復旧作業、工事はする、してきたということですね、分かりまし

た。

○田口委員 318ページの施策の成果等のところでございますが、河川パートナーシップ事業は順調に参加団体数も増えているんですけども、河川や海岸でのボランティアの支援団体が平成28年から平成29年に一気に減って、そのままの傾向ですが、これは何か要因があるんでしょうか。

○小倉河川課長 確かにこの資料にございまして、平成27年から平成29年にかけて減ってきたんですけども、令和元年度に幾らか持ち直しまして、前年度より増えている状況でございます。これについて、これといった特定な要因というのは我々も把握していませんが、こういうボランティア団体には高齢者の方が非常に多いということもあって、こういう傾向にあるのかなと思っています。

我々としても、そういったことも考えているんな方面に声かけ等を行っています。

○田口委員 今要因として高齢化が出ましたが、河川パートナーシップに関して、私の今いるところは団地なんですけど、もう高齢化がひどくて、以前は草取りと草刈りをやっていたんだけど、労力的にもきつくなってきたし危険だということで、全体的に減っているのかなと思ったら、結構増えているもんですから。もちろん、新規に増えているところもあれば、やめているところも結構出てきているんじゃないかと思うんですけど、ちなみにこのところやめている例が何か挙げられますか。

○小倉河川課長 確かに今言われているように高齢化等を理由にこういったパートナー団体をやめられる団体もございます。ちょっと実数として今お答えできるものはございませんけれど

も、確かにそういう団体もあることは間違いございません。

ただ、それ以上に増えてきているところで、河川の草刈りの要望が非常に多くございまして、そういった要望が来られた際には、こういう制度もございますよという御紹介をさせていただいて、じゃあ、それでやってみようかという団体が結構あるため、総数としては増えてきている状態でございます。

それと、高齢化が進んでいるというのは、確かによく聞かれる話であるんですけども、実は7月補正でこの草刈り機——今までは通常肩かけ式の草刈り機であったのを、今回手押し式の草刈り機を一部の土木事務所で導入したので、そういったものを活用していただき、少しでも負担にならないようにできないかを、これからも検討してまいりたいと考えております。

○田口委員 分かりました。もう1点、323ページに県管理河川の整備率が49.7%と、いまだ低い水準にあるというのが出ておりますが、先ほど道路の改良率の話が出ましたけれども、河川の整備率というのは何を以て整備したということになるんでしょうか。

○小倉河川課長 河川の整備率というのは——ちなみに本県の河川のデータを御説明しますと、全部で県管理河川が474河川ございまして、その管理延長が2,650キロメートルほどございます。この中で、整備が必要な延長というのが1,088キロメートルほどあるのですが、例えば山間部——山あいの谷あいの河川とか、それにもう河川を広げる必要もないし堤防を造る必要もない、そういったところを除いた整備が必要な延長が1,088キロでございます。

その1,088キロに対しまして、昨年度末で540

キロが完了ということで、49.7%という数字を出しております。

この整備の定義についてでございますが、河川の場合は整備計画を策定して、こういった河川改修を行っていくわけなんですけれども、その整備計画というのが、例えばある河川では30年に一度の大雨が降ったときに安全に雨水を流下させる能力、言わばそのために河川を広げたり堤防を造ったりとか、ある河川で50分の1とか、差はあるんですけれども、その計画に応じた整備が行われているかどうかということで整備率を出しております。

○田口委員 分かりました。

○山下委員 国土強靱化対策が今年度で終わることなんですけど、通年予算以外で総体的に3か年で500億円の予算投資をされました。この県土整備部の中で、一番使われた課、目的を持ってやったのはどこの課ですか。河川課も多いと思うんですが。

○小倉河川課長 国土強靱化に関して多い課は河川課と道路保全課が多いと思います。

○山下委員 私も何度か陳情したんですが、しゅんせつや、河川の立ち木の除去対策——大雨が降ったときに、堤防を壊す可能性があるとか、大雨と一緒に立ち木が流れて川をせき止める危険性がある川が多いんですよ。

その整備もされてきたと思うんですが、河川課でどれぐらい予算を使われたんですか。

○小倉河川課長 河川課では国土強靱化絡みで、今言われたような樹木伐採や土砂掘削をメニューに上げているんですが、3年間で約150億円ほど取り組んでおります。そのうちの約65億円ほどを樹木伐採や土砂掘削に使っております。

○山下委員 分かりました。

○日高委員 320ページに限ったことではないんですが、一番上の県単の河川改良の中に堆積土砂の除去があちこちに出てきていますが、現在、国土強靱化、それから緊急浚渫推進事業を新しくつけていただいて、非常に地元民からは喜んでもらっています。これはもう一般質問でも述べましたが、そういうところに出てくる堆積の土砂ですね。これは土捨場とか言いますよね、土捨てとか、それに関する質問です。土砂については当然、施工業者がそのまま契約額の中で処理していくことになるかと思うんですが、去年の河川掘削工事の土砂の受入を公募されていますよね。くぼ地とか低い土地に余った土が必要なら無償でということで公募をされておられますが、この公募に至った原因と、それからその実績についてお伺いしたいんですが。

○小倉河川課長 まず、公募に至った経緯ですが、平成30年度補正により国土強靱化に取り組むようになったんですけれども、先ほど申しましたように、メインの工事が土砂掘削、河川の河道掘削、それから樹木伐採となり、この3か年の中で約200万立米の捨て土が発生するというので、非常に土捨場に苦勞することから公募したわけでございます。

去年の公募では、7月に県のホームページに掲載しまして、8月には宮崎日日新聞の広告欄にも掲載しております。

それから、11月には、延岡のほうになりますけれども、夕刊デイリー、3月になりまして再度宮日、夕刊デイリーでも公募を行ったところでもあります。

この公募の結果もございまして、今年の7月末現在で115件の問合せや応募がございました。

単純にその115件のトータルのボリュームが

約107万立米ほどだったわけですが、実際は土捨場として有効に活用できる場所、できないところがございます。例えば田んぼとか、畑とか、そこに盛ってくれということもあるんですけれども、ただ、盛るだけならいいんですが、その後また田んぼに戻すとか、畑に戻すとか、そういったところまではなかなか事業の中でできないものですから、そういったところはお断りしているんですけれども、これらそれぞれの箇所について、土木事務所が現地を確認して土捨場として適当かどうか判断を行い、適当な場所は土捨場として活用させていただいている状況でございます。

○日高委員 200万立米のうち107万立米ですから、そのまま数字でいけば、93万立米は事業者が自分で探すことになろうかと思うんですが、以前は土捨場がなく、非常に苦労している業者もたくさんおりました。

どこか分からない切り立った山の崖なんかを持って行って捨てる、そういうのが何十年かたって、最近の豪雨とかで一気に崩れる事例が散見されていると聞いております。

今回公募されて、所期の目的は達成されたと思われているのか。それと、将来に向かって土捨場をどこかにちゃんと持っておくのは重要なことだと思うんですね。

数年で崩れることはないかもしれませんが、長い目を見た場合に、そこが本当に安全な箇所かという問題意識は持っておく必要があると思います。

大きな業者では既に自分で土地を購入して、土捨場を確保しているみたいですので、そういったところは安心して捨てられる場所を確保しているわけですが、例えばそういった場所

を確保した業者に対して、土捨場の購入にかかった経費については工事請負費の中に含まれるのか含まれないのか、その2点をお願いしたいと思います。

○小倉河川課長 確かに土捨場が後々問題になることもございます。

今回の国土強靱化絡みの土捨場については、例えば擁壁を造って土捨場の安定を図ったり、排水路を整備したりと、そういった最低限のところまで交付金事業で見えていただけるようになりましたので、最低限のそういった対策は施すようにしております。

また、民地に土を持っていったときには、地権者の方と持っていく業者、あるいは県と覚書を取り交わして、将来的に問題が発生しないように取決めております。

それと、先ほど議員が言われた、例えば土地を購入して土捨場にしたい業者に対して購入費とかを支援できないのかというお話ですが、土地を購入して土捨場にしたいときの購入費まではこの補助金では見れない形になっております。

ただ、一時的に借地して土捨場として活用する場合には、その借地料については、この中で見れるような形にはなっております。

○日高委員 すみません。借地料となると、後年にわたっての年額の支払いはどうなるの。

○小倉河川課長 工事期間中のみの借地料という形になります。

○日高委員 分かりました。

○武田主査 ほか、質疑はにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、砂防課に関する質疑はございませんか。

○田口委員 329ページの土砂災害危険箇所の整

備状況について伺いをいたします。

「本県は年間降水量が多い自然条件の下、地質的にもシラス等の特殊土壌が県土を広く覆っており、土石流、崖崩れ、地滑りなどの土砂災害発生リスクが高い中、土砂災害危険箇所の整備率は今年度で30.0%と低い状況にあります。安全で安心な県土づくりを目指し、土砂災害危険箇所の整備を計画的に進めていく」となっていますが、地滑り危険箇所などは県内に273箇所あるのに、どの項目も非常に進みが遅く、ここ4年間で一つも前に進んでいないと。

成果の中では、安心・安全な県土整備を目指すとあります。予算の関係等もあるかもしれませんが、なかなか進捗がよろしくないと思うんですが、この状況についてお聞かせください。

○小牧砂防課長 宮崎県には土砂災害の危険をはらむ箇所が非常に多く、委員がおっしゃるように、確かに数字的にはなかなか進んでいないという状況で、特に地滑りに関しましては、地形や過去の事例から調査、指定をしておりますが、実際地滑りに関しましては、動いてどんどん滑っていくという状況が確認されないとなかなか対応ができないため、可能性のある地区を押さえておまして、近年、動きがあったり、危険度の高いところを集中的に改良しているところです。

今回、国土強靱化ということで予算を頂きまして、通年よりも速いペースで砂防、急傾斜への対応ができましたので、これから先も国土強靱化に向けた予算の確保に努めていきたいと考えております。

○田口委員 先日、椎葉村であった、あれは土砂崩れなのか、地滑りなのかは、この危険箇所の中に入っていたんでしょうか。

○小牧砂防課長 入っておりました。もともと急傾斜という形で、落石などの危険があるところで、まず工事もしておりましたし、ここは俗にイエローとかレッドと言われる土砂警戒区域にもなっておりました。

今回は土砂災害が発生したんですけれども、予兆が見られなかったため、事業化していなかったところなんです。

○田口委員 先ほど国土強靱化の予算等々という話がありましたけれども、令和2年度中にどれぐらい手をつけるのか、もし分かれば教えてください。

○小牧砂防課長 基本的に3か年で18か所、砂防9か所、急傾斜9か所に着手しておまして、そのうち10か所については既に完了しています。残り8か所を継続して実施中でございます。

○田口委員 分かりました。できるだけ予算の確保を頑張ってください、県民の安心安全を守ってください。よろしくお願いします。

○前屋敷委員 関連して、同じく329ページの急傾斜地崩壊危険箇所に関してなんですけど、要整備対象箇所が2,680——これは工事が必要だとして指定してあるところなんですけど、ここにもありますように、人家が5戸以上あるところですか工事の対象にならないという箇所が2,680ということなんですけど、県内には急傾斜地崩壊危険箇所がこれ以上あるのではないかと思うんですけど、その辺りの箇所数を把握しているんですか。

○小牧砂防課長 確かにこここの要整備は、優先順位をつけるときに、どうしても家屋の多いところで、5戸以上というふうに想定しています。

ただし、家屋がある場所につきましては、航空測量を活用しまして、宮崎県内全地区におい

て、既に調査は済んでおりまして、そういう危険箇所については把握しております。

工事に着手するのがどうしても時間がかかるものですから、そういうところに関しましては、土砂災害警戒区域ということで、危険な場所であることを県民に情報提供しまして、雨が降ったときにはなるべく避難をしていただきます。

○前屋敷委員 危険地域イコール箇所数ではないんですね。その地域で何か所か危険箇所があるという場合も、ひとくくりにして危険地区と表現されるのか。

327ページのところにも、8地区とか32地区という表記もあるんですけど、この地区イコール箇所とは違うんですね。

○小牧砂防課長 基本的には箇所数とその危険箇所は一致しております。

ただし、詳細に測量を行ったときに、どうしても二つに分かれてしまったり、場合によっては一連で工事を行う箇所もありますので、その辺りのそごはあると思います。

○前屋敷委員 危険地域の皆さんにお知らせをする、それは整備の対象地域にはなっていないというところなんですけど、実際、そういう危険箇所では要注意のところ辺りが、仮に崩れたり、事故が起きたりといった場合、対処はもう個人任せということになるんですか。

○小牧砂防課長 当然、そういう箇所で復旧を行う場合も、国の補助事業や、場合によっては県の市町村にやっていただく上での補助事業等もございまして、どうしても採択要件、一応何戸、例えば5戸以上が主要な道路を塞がれてしまうとか、そういう採択要件がございまして、どうしてもそこにのらない部分については、個人であったり、場合によっては治山事

業も考えて、連携を取りながら対応していきたいと考えております。

○前屋敷委員 そういう事故が起きてしまった後には、条件によっては補助が出る場合もあるんだろうと思うんですけど、本来ならばそういう事態になる前に対応するのが行政としては、国としてもですけど、大事ですよ。

だから、この5戸以上の縛りは、恐らく県ではなくて国の分の基準がそのようになっているんだろうけど、これが依然として見直されない。特に今こんな気象条件の中で、集中的に雨が降ったり、いろいろ想定されることがたくさん起きてきているので、そういったところはやはり見直しが当然図られるべきだと思いますし、県だけでどうこうできるものではないので、そういったものも含めて、国のにも十分県の立場から要望などを強く上げていく必要があると思いますので、その辺よろしくお願いします。

次に、昨年度の成果報告書の中に、資料として、土砂災害から保全される要配慮者利用施設、重要施設及び避難場所数の整備をしていくという箇所が表記されており、前年度、平成30年度の目標値が195施設だったんですよ。それで、実績がもう既に195に昨年度になっていたんですよ。

ですから、目標を到達したので、今年はその指標といいますか、資料が載っていないんだろうと思うんですけども、この195という施設数、避難場所数になるんですけど、それで十分なのかというふうに思っているんですけど、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。たまたま載せていないだけなのか。

○小牧砂防課長 すみません、数字に関しては手元にないのではっきり言えませんが、確かに

基礎調査、今イエロー・レッドゾーン、それを調べるときにそういう重要な施設とか避難施設があるのは、なるべく拾って反映させるようにしてつくっておりますが、実際、調査後にそういう施設になったりとか、現地に立ち入ったときにも分からなかった施設もありますので、そういう施設は当然増えていくものと考えてはおります。

○前屋敷委員 この決算の中で令和元年度の目標値も示されていないというふうに見ているんですけれども、やはり毎年その辺の目標値を示しながら発展させていくことが——さっきも言いましたように、こういう気象条件の中ですから、必要ではないかと思うんです。

今、避難場所、それこそこの間の台風10号じゃないですけど、避難場所はもうコロナの関係もあってすぐ満杯になったりして、避難場所そのものが足りなかったり、近くにないということなどもありますので、その辺のところは十分対策を取っていただきたいと思います。お願いします。

○武田主査 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、港湾課に関する質疑はございませんか。

○前屋敷委員 331ページの宮崎港における津波避難施設の整備状況なんですけれども、平成30年度もこの整備事業が出ているんですが、この令和元年度で完了したんですかね。

○平部港湾課長 津波避難施設につきましては、今年度までやっております。工事自体は昨年度にほぼ終わっておりますけれども、案内板の表示、周辺のあずまやの施設整備等を行いまして、既にでき上がっているところでございます。

○山下委員 333ページの②細島港で原木輸出と書いてありますが、細島港から原木は出ているの。

○平部港湾課長 今細島港からは、原木の輸出が非常に伸びております。原木、それと製材品、木材も合わせて九州で2番目に出荷しています。

それに伴いまして、岸壁がまだ整備できていないところがございますので、今こちらに書いています水深10メートルの岸壁の整備を行っているところで、これが完成しますとさらに原木輸出が伸びてくると思います。

○山下委員 行き先はどこですか、中国、韓国ですかね。

○平部港湾課長 中国が一番多いです。あと台湾と韓国にも出荷されております。

○山下委員 分かりました。次の③の宮崎港ですが、砂が毎年堆積して、台風ごとにしゅんせつをされていたと思うんですが、これはもう全て改善されたという理解でいいですか。

○平部港湾課長 防砂堤事業につきましては、まだ着手したばかりでございます。

以前、マリーナの航路がしゅんせつで利用できないという事態がありましたけれども、近年、しゅんせつする工法を変えております。昔は埋まってから掘るということだったんですけれども、最近では4月のゴールデンウィーク前、マリーナを利用する方や、台風等で詰まりやすい時期の前に掘る、予防保全的なしゅんせつを行っております。昨年、今年も航路を止めるという事態はなくなっています。

○山下委員 しゅんせつの時期を変えたというだけで、潮の流れを変えるという計画はないわけですよね、やっていないんですよね。

○平部港湾課長 はい。掘る時期といえますか、

事前に掘ることで利用できない状況を回避しているところでございます。

年度の途中でも常に埋塞状況を確認しておりまして、航路を止めそうになる前に掘るというルールを決めてやっているところでございますが、昨年、今年度は年度当初に掘っただけで大丈夫でした。

○山下委員 分かりました。

○武田主査 ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、都市計画課に関する質疑はございませんか。

○日高委員 委員会資料の2ページの総括一覧表ですが、一般会計の都市計画課の執行率が50.5%ということで、極端に低いです。これについては、資料の35ページ、(目)公園費の執行率が36.5%となっています。これは想定の内なのか、それとも何か特別な事情があってこういうことになったのか、計画どおりなのか、その辺のところを教えてください。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 公園費の執行率が低いというお話でございますが、この内容につきましては、9月議会でも御報告させていただきましたけれども、県の総合運動公園の津波避難施設の整備が令和元年から2年にかけて、こちらの公園費の県単都市公園事業の中に組み込まれております。昨年度、計画等の一部変更がございまして、執行率は落ちておりますが、実態としては繰越しまで含めると、執行率としては99.9%となっております、現年度の執行としては低い数字になっているものでございます。

○日高委員 今回の件は結局335ページの上の段の、宮崎県総合運動公園の関係ですよね。津波

の避難施設工事に関しては、令和2年度へ繰越す16億5,681万8,000円のうちのどのくらいになるんですか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 令和2年度へ繰り越しましたのが、16億円余でございますが、そのうちの津波避難施設がほぼ、数字的には8割程度の額になってございます。

○日高委員 ほぼほぼなんですね。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 はい。

○日高委員 いつ何どきに津波が起こるか分からないということで工事も行っておりますので、やはり、来年度まで入れればもう99.9%ぐらいになるんでしょうけれども、単年度で36.5%の執行率という数字になってくると、やっぱり一般県民としては何かあったなのかということにもなりかねないわけです。緊急避難のための工事ですので、当然皆さんも考えておられると思いますけれども、あくまでもいつ起こるか分からないところの工事ですので、その執行については今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○武田主査 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、建築住宅課に関する質疑はございませんか。

○日高委員 340ページをお願いします。

地元のことで大変申し訳ないんですが、実績内容の中ほどに向陽団地の高齢者向けの改修工事があります。説明があったかもしれませんが、ちょっと聞き漏らしたので、具体的にどういう工事だったのか。

○金子建築住宅課長 高齢者向けのバリアフリー改修工事ということで、室内の段差を解消するとか、浴室やトイレに手すりを設置する、それから廊下の幅員を78センチ以上にしたり、出

入口を75センチ以上にするといったバリアフリー改修工事を行っております。

○日高委員 これは4階建てのほうですよ。

○金子建築住宅課長 すみません、ちょっと把握しておりませんので、調べて報告いたします。

○日高委員 この高齢者向けの住宅というのは、住宅関係では問題があると思うんですね——問題があるということじゃないんですけれども、やっぱり国富町も一番古いもので昭和30年代後半の長屋があります。それから、昭和45年ぐらゐまでに建てた住宅についてはお風呂もついてなかったんですよ。

そのため、自前でお風呂場を造って、それを次の人と入居が入れ替わるときにお風呂場を買うとか買わないとか、そういうやりとりが今もまだ残っています。

町営住宅もですが、県営住宅にもそういう所があると思うんです。町なかにそういうのが残っていると、この40年、50年のうちに家もだんだん新しくなってきた、町営住宅だけが真ん中にぽつん——町営住宅じゃない、公営住宅もそうですけれども、古い住宅です。昭和30年代から40年代ぐらゐに建てたやつが残っていると、そういうところにはほとんど高齢者しか住んでおられないんですよ。何か取り残されたようで、まち全体の生活の質というか、イメージがもう見えて本当にかわいそうだなというものもあります。

ただ、そういった問題について、町村でこれを建て替えて何とかしようといっても、なかなか今の状況では対応できないと思います。

今回は多分4階建ての向陽団地だと思うんですけれども、空き家が1割以上出ているはずですので、いろんなところで改善していただいて、

町営住宅でも県営住宅でも、昭和40年前後から住まわれている方たちに移り住んでもらえるような政策をどんどん進めてもらわないと、あの古い住宅であと10年、20年生きていかれるのかなと思うと、ちょっとかわいそうだなというのは常にありますので、長期になるかもしれませんが、市町村と協力していただいて、高齢者の皆さんにちょっと光が当たるような住宅政策をよろしくお願いします。

○前屋敷委員 関連してお伺いします。

施策の成果のところ、建て替え時期が来ている住宅が増えているとありますけれども、今本当に空き家が目立つ県営住宅が多くて、入居の希望者からあそこは空いているじゃないかと、周りから見ても部屋がたくさん空いているものですから、空いているところは入れるんじゃないかと皆さん思われるんですよ。

私どもも答えようがなくて、多分老朽化対策もあるんじゃないか、建て替えの時期もあるんじゃないかという話をすることも多々あるんですけれども、確かに宮崎市内を見ても、大塚台団地とか、かなり外から見て空き家が目視だけでも目立ちます。

入居希望者は大変多いということで、抽せんのご案内が新聞などに入っていますけど、どこを見ても戸数は大変少ないが応募は大変多いということで、公営住宅への期待は大変高いと思います。

ですから、やはり公営住宅の役割を十分徹底していただくという点でも、早く建て替えの必要があるんだったら、それを告知して早く計画にのせていく。予算を伴うことですから、そんな簡単にはいかないとは思いますが、それにしてもやはりかなりの空き部屋があると思

います。どのくらいあるのかもちょっと知りた
いところなんですけれども、ぜひそういうこと
も含めて、一日も早い計画設計、そして県民の
皆さんの住まいを安定していくものにしてほし
いなと思うんですけど、今の状況を教えてくだ
さい。

○金子建築住宅課長 県営住宅の空き家状況で
すけれども、空き家率が13.5%になっておりま
す。それから、老朽した住宅が増えているとい
うことで、先ほど御説明いたしましたけれども、
昭和50年前半よりも古い鉄筋コンクリート造の
住宅が88棟ほどございまして、順番的にはそこ
が早く建て替えが必要かと考えております。

委員の御指摘のとおり、大塚台団地についま
しては、510戸ほどの大規模団地でありますので、
これについても、早急に——早急といえますか、
基本構想のところから十分に検討してまいりた
いと考えておりますので、全体的に老朽が進ん
でおります県営住宅の建て替えなり、維持保全
なりについては、引き続き努力していきたいと
考えております。

○前屋敷委員 老朽化はやっぱり危険性も伴う
ので、そこは慎重に対応していかないといけな
いと思いますので、いずれにしてもスピードを
上げて取り組んでいただきたいと思います。

次に、342ページの被災地建築物・宅地応急危
険度判定体制整備ですけど、判定士への講習の
ための予算となっておりますが、現在、宮崎県
にこの判定士という方がどの程度いらっしゃる
のかを教えてください。

○金子建築住宅課長 被災建築物応急危険度判
定士の数でありますけれども、令和元年度で907
名になります。うち、民間の方が632名、それ以
外が県、市町村の数になります。

○前屋敷委員 民間に頼らずとも、各市町村に
は必ず公的な方はいらっしゃるんですかね。

○金子建築住宅課長 はい、市町村職員の方
が190名いらっしゃいます。

○前屋敷委員 分かりました。

○武田主査 ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 次に、営繕課に関する質疑はござ
いせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、以上をもって、河川課、
砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営
繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時6分再開

○武田主査 分科会を再開いたします。

説明及び質疑が全て終了いたしましたので、
総括質疑に移ります。

県土整備部の決算全般について、何か質疑は
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、以上をもって県土整備
部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時10分再開

○武田主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月2日
の13時に採決を行いたいと思いますが、よろし
いでしょうか。

令和2年10月1日(木)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、そのように決定いたします。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。委員の皆様、長時間お疲れさまでした。

午後2時11分散会

令和2年10月2日(金曜日)

午後0時58分再開

出席委員(7人)

主	査	武	田	浩	一
副	主	査	坂	本	康
委	員	外	山	衛	
委	員	山	下	博	三
委	員	日	高	利	夫
委	員	田	口	雄	二
委	員	前	屋	敷	恵

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議	事	課	主	査	井	尻	隆	太
議	事	課	主	査	増	本	雄	一

○武田主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見をお伺いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

○前屋敷委員 中身については、また討論で明らかにいたしますけど、反対の立場をこの委員会でも。

○武田主査 反対ですね。

○前屋敷委員 はい。第19号ですね。

○武田主査 それでは、異議がありましたので、挙手によって採決を行います。

議案第19号の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○武田主査 挙手多数。よって、議案第19号は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてあります。

主査報告の内容として、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○武田主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田主査 ないようですので、以上で分科会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時0分閉会

署 名

商工建設分科会主査 武 田 浩 一